諮問庁:法務大臣

諮問日:令和元年6月14日(令和元年(行情)諮問第91号)

答申日:令和4年3月24日(令和3年度(行情)答申第604号)

事件名:「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられている文

書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)に つき、その全部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきと し、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが 妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月15日付け法務省刑国 第158号により法務大臣(以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問 庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)を取り消 すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書並びに意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。なお、引用されたURLは省略する。

(1)審査請求書

ア 審査請求人は、平成29年7月12日、処分庁に対して、法に基づき、別紙の2に掲げる各文書(以下、併せて「本件請求文書」という。)の情報公開請求をした。

イ 処分庁は、平成29年12月27日、上記アの請求に対し、以下の 不開示処分を行った。

不開示決定した行政文書の名称

- ①「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている 文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号 (「第406号」)及び同年12月27日付け同第607号(「第607号」)で開示決定された文書以外の文書
- ②「平成26年度 金融作業部会関係(FATF)」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書

以外の文書

- ③「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の文書
- ④「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の文書
- ⑤「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の文書
- ウ 上記不開示処分に対し、審査請求を行った(平成30年(行情)諮問第204号)ところ、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)は平成30年12月11日に答申(平成30年(行情)答申第346号)を行った。それを踏まえ、処分庁は平成31年2月7日付法務省刑国第135号の裁決において、上記イの処分を取り消した。
- エ 処分庁は、平成31年2月15日付けで、本件対象文書について、 別表1ないし別表5記載のとおりの不開示理由により、不開示決定 (原処分)を行った。
- オーしかし、原処分は、次の理由により違法である。
 - (ア) 法5条3号及び5号に該当しないこと 本件対象文書は、法5条3号及び5号、ないし3号のみ、5号の みを理由として不開示としている。しかし、いずれも以下の理由で 各号にあたらない。
 - (イ) FATFならび加盟35か国・地域と2つの国際機関は積極的に情報公開を行っている。すなわち、FATFは活動について毎年Annual Reportを作成するだけでなく、年1回行う会議の議題と結果をすべてホームページに掲載している。

また、加盟している35か国・地域と2つの国際機関についても、ホームページなどで情報公開を行っている。加えて、少なくとも、以下省庁にFATF関連ページがあり、少なくとも結果については既に公表されている。

- ·財務省 FATF (金融活動作業部会) 関連
- ・警察庁 刑事局 組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課 犯罪収益 移転防止対策室 JAFICと国際機関等の連携
- ・金融庁 国際関係情報(その他)
- ・外務省 国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組 資金洗浄(マネーロンダリング) 日本の国際テロ対策協力 テロ資金対策
- ・首相官邸 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部
- ·OECD日本政府代表部

OECDの概要:金融作業活動部会-Financial Action Task Force (FATF)

以上の通り、既に多くの情報は公にされているのであって、本件 対象文書についてのみ、法 5 条 3 号、 5 号に該当するかについての 合理的な説明はない。

(ウ) 会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている」とする根拠がないこと

処分庁は,「対外的に公表しないことを求められている」とする 具体的な根拠を示していない。

(エ)会合文書に関連して我が国において作成された文書 「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

根拠がない。そもそも本件対象文書は、平成25年度ないし平成29年度FATF関連文書である。国際間で協議中であればまだしも、協議が終了した後まで非公開にすることによって、どのような混乱が国民の間に生じるのか理解不能である。

(オ)他の加盟国等との協議等に係る文書等 「対外的に公表されない ことを前提」の根拠がないこと

「対外的に公表されないことを前提」という具体的な根拠を示していない。

カ 以上から、原処分の取消しを求めて本請求に及んだ。

(2) 意見書1

- ア 該当文書の公開が法5条3号及び5号の支障発生の根拠となる,と いう主張には合理性がないこと
- (ア) 今回, 原処分の内容が特定されたが, なぜ該当文書の開示が法5 条3号及び5号に該当するかについての説明には合理性がない。
- (イ) FATFならび加盟35か国・地域と2つの国際機関は積極的に情報公開を行っている。すなわち、FATFは活動について毎年Annual Reportを作成するだけでなく、年1回行う会議の議題と結果をすべてホームページに掲載している。

また、加盟している35か国・地域と2つの国際機関についても、ホームページなどで情報公開を行っている。加えて、少なくとも、 各省庁にFATF関連ページがあり、少なくとも結果については既 に公表されている。

そうであれば、少なくとも既に公表されている部分は、法の趣旨 にのっとり公表すべきである。

(ウ) 会合文書について「加盟国は対外的に公表しないことを求められている」とする根拠がないこと

諮問庁は理由説明書の中で「FATF事務局により作成された会合文書は、「For Official Use」と明記されている。」「つまり、加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められている」としている。

しかし、上記の文書は論理的には繋がっていない。 特定書籍によれば、FOUOについて以下述べている。

国家の安全に影響はないが、公開することが不適正な情報はSBU(Sensitive But Unclassified)と一般に呼ばれ、FOUO(For Official Use Only)、LOU(Limited Official al Use)などと称されることがある。ほとんどのSBUは個別の法律で定義されているが、FOUOは各省庁の方針で決められている。これらの情報はFreedom Of Information Act(FOIA)の除外項目になっている。ただし、自動的に不開示となるのではなく、その情報が9つの除外カテゴリーのいずれかに入り、合法的な目的のために不開示にする、ということが確認できなければならない。SBUの管理は各省庁に任されていて、「機密指定(classified)」を受けた情報とは完全に区別している。

これを見ても、「加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを 求められている」わけではない。

さらに、仮に「対外的に公表されないことを前提として記載され た加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報 を含む」が対象情報に含まれていたとしても、その部分のみ不開示 にすればよいだけであり、その他記載部分まで不開示にする合理性 はない。

(エ)会合文書に関連して我が国において作成された文書 「公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」はないこと

諮問庁は理由説明書(下記第3の1を指す。以下同じ。)の中で「会合文書に関連して我が国において作成された文書は、対外的に非公表となる会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含んでいるほか、他の加盟国等との協議等に係る文書等も、対外非公表を前提とした加盟国等に

おける同分野の専門家等による率直な意見交換や、FATF事務局等による作成段階の文書、省庁間における未成熟な段階の議論等を内容とする文書」であり、「公にすることにより、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるとしている。

しかし、上記のおそれはない。

本件対象文書は、平成25年度ないし平成29年度FATF関連 文書である。国際間で協議中であればまだしも、協議が終了した後 まで非公開にすることは、法の趣旨に反するし、法5条3号、5号 又はその両方に該当するものではない。

(オ)既に終わった協議に関する文書 「率直な意見交換若しくは意思 決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に国民の間に混乱を 生じさせるおそれ」はないこと

諮問庁は理由説明書の中で「不開示にした文書は、過去に行われた協議に関するものであっても、現在実施中の日本を含む各国の第4次相互審査に関する議論や、加盟国におけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報等、継続中の交渉や施策についての内容を含んでおり」、「これらが公になることにより、国際枠組みにおける議論の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後の第4次相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれ」があるとしている。

しかし、上記のおそれはない。

諮問庁の言い分を認めてしまうと、半永久に文書が公開とならなく、法の趣旨に反する。また、「省庁間における未成熟な段階の議論」は、過去、秘密保護法(特定秘密の保護に関する法律を指す。以下同じ。)の省庁間の議論を情報公開請求した際、国会上程後は公開された。裁判を行ったところ、最高裁でもそのように確定した。仮に現政権になり、「省庁間における未成熟な段階の議論」を公開しないように情報公開度を後退させたとしたのであれば、法の趣旨に反する。

イ結論

上記より、原処分の法 5 条 3 号、 5 号又はその両方に該当するとした判断は違法である。

- (3) 意見書2(添付資料は省略する。)
 - ア 以下は争わない。

補充理由説明書(下記第3の2を指す。以下同じ。)記載の下記部分

- (ア)補充理由説明書(1)アの別表1の番号2の文書の大臣署名及び 印影部分について
- (イ) 同イ掲記の文書中の財務省の電話番号及び F A X 番号について
- (ウ) 同才掲記の各文書中の警察庁の係長級の職員に関する情報につい て
- (エ) 同ケの別表1の番号76の文書について 連絡先の電話番号に関する情報
- (オ) 同セの法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と 法務省との文書の送付に係る連絡文書(メール, FAX, 事務連絡 等)について
 - ① メールアドレス,電話番号等の連絡先に関する情報
 - ② 電子メールに関する情報
- イ 別表「新たに開示する部分について」(別表 6 (諮問庁が開示する 部分))は開示したうえで再度意見書を求めること

本審査請求を経て、諮問庁は「新たに開示する部分について」を補充理由説明書に添付した。しかしながら、実際には審査請求人に開示されず、補充理由説明書記載が正しいのかどうか、「新たに開示する部分について」以外が法各条に該当しているのかどうかも判断がつきかねる。

- ウ FATF情報は当時から公になっていること
 - (ア) 日弁連国際刑事立法対策委員会が「国際刑事立法対策ニュース」 でFATFについて記事を掲載している。
 - 2013.3.1 No.19
 - 2014.1.1 No.20
 - 2014.6.1 No.21
 - 2014.12.1 No.22
 - (イ) 腐敗のない世界の実現を目指す国際NGOであるTransparency International が記事を掲載している。
 - ・2015年11月27日 TIがG20の資金洗浄対策への 加盟国の取り組みについて報告書を発行
 - 12 November 2015 JUST FOR S HOW? REVIEWING G20 PROMISE

- · JAPAN BENEFICIAL OWNERSHIP TRANSPARENCY (2015)
- エ 別表1の番号89の文書について

「FATF会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となる」については、令和元年8月30日付け意見書1(上記(2)を指す。以下同じ。)のアないしエに記載済みである。すでに公開しているから非公開の理由はない

- オ(ア)補充理由説明書(1)工の別表1の番号33,37,73,1 15,133及び134,別表2の番号33及び68,別表3の番号28,36,47,65,85及び100並びに別表4の番号3 2,51及び86の各文書について
 - (イ) 同力の別表1の番号68の文書について
 - (ウ) 同キの別表1の番号25の文書について
 - (エ) 同コの別表1の番号99の文書について
 - (オ) 同サの別表2の番号32,67及び91,別表2の番号45,7 5及び109並びに別表3の番号6,34,52及び87の文書に ついて
 - (カ) 同シの別表2の番号38の文書について
 - (キ) 同セの法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と 法務省との間の文書の送付に係る連絡文書(メール, FAX, 事務 連絡等)について

FATF対応

「関係府省庁間において、FATF会合での各国の意見や指摘事項を整理し、検討したもの」「特定期間における法務省幹部への報告案検討が記載された文書」「検討が未成熟な段階である当時のFATF対応について記載されたもの」「関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答」については、意見書1のア(オ)に記載済みである。法5条3号、5号又はその両方に該当するものではない。

カ 別表1の番号53の文書について

「FATFハイレベル使節団来日スケジュールの変更について関係 府省庁において共有した文書」は、あきらかに法5条6号柱書にも 該当しない。

今から9年前の外国使節団のスケジュール変更の情報は、いかなる 意味でも「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立 行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該 事務又は当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 に該当しない。 キ 別表5の番号6及び番号8の文書について

「当該文書の決裁・供覧欄」は、法5条6号柱書きにも該当しない。

ク 結論

上記より、原処分の法 5 条 3 号、 5 号又はその両方に該当する、 6 号にも該当するとした判断は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件経緯

- ア 審査請求人は、処分庁に対し、平成29年7月11日付け(受領同月12日)で、法4条1項の規定に基づき、本件請求文書の行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- イ 本件開示請求に対し、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書を特 定し、そのうち、平成29年9月11日付けで、「FATF6月会合 (ロジ関係)の一部(2013年)」、「FATF10月会合(ロジ 関係)の一部(2014年)」、「FATF6月会合(ロジ関係)の 一部(2015年) I, 「FATF6月会合(ロジ関係)の一部(2 016年)」,「2017年経済協力開発機構第Ⅱ部予算分担金につ いて(通知)」,「FATF FinTech and RegTe ch Forum」,「FATF6月会合(役割分担表)」,「FA TF6月会合(ロジ関係)(2017年)」及び「FATF代表団リ スト」について、同年12月27日付けで、「平成25年度 準備及 び結果に関する文書6」に綴られている文書、「平成26年度 金融 作業部会関係(FATF)」に綴られている文書,「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書、「平成28年度 金融作業 部会関係」に綴られている文書及び「平成29年度 金融作業部会関 係」に綴られている文書について、それぞれ一部開示決定を行った (以下,第3において「本件開示決定」という。)。

また、本件開示決定を行った以外の対象文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるものであり、法5条3号及び5号に該当することから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定(平成29年12月27日付け法務省刑国第608号。以下、第3において「当初処分」という。)をした。

ウ 当初処分に対し、審査請求人から、平成30年3月26日付け(受

領同月27日)で、「開示した場合に予想される支障について、法5条3号及び5号の文言を記載しただけで、具体的にどの文書を開示した場合にどのような支障があるかについて述べていない。このように、不開示対象となる文書の特定がなされていない以上、内容不特定な処分であり、違法である。」、「なぜ該当文書の公開が法5条3号及び5号の支障発生の根拠となるか説明されておらず、違法である。」との理由から、当初処分を取り消すとの決定を求める審査請求がなされた。

- エ 上記審査請求に対し、諮問庁は、対象文書のうち不開示とした文書については、文書名を含む具体的な内容について公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、法5条3号及び5号に該当するため、当初処分は妥当であるとして、平成30年4月24日付け法務省刑国第211号「諮問書」により、審査会に対して諮問した。
- オ 上記審査請求について、審査会から、平成30年12月11日付け (平成30年度(行情)答申第346号)答申書において、本件開示 決定を行った以外の対象文書につき、その全部を不開示とした決定に ついては、理由の提示に不備があり、取り消すべきであるとされた。
- カ 上記趣旨の理由から、諮問庁は、平成31年2月7日付け法務省刑 国第135号の「裁決書」により、当初処分の取消しを行ったことか ら、改めて、平成31年2月15日付け法務省刑国第158号「行政 文書不開示決定通知書」により、本件開示決定を行った文書以外の同 通知書別紙(別紙の1記載の別表1ないし別表5を指す。)に掲げる 文書については、法5条3号、5号又はその両方に該当するものとし て、原処分をした。

本件は、この原処分に対し、令和元年5月16日付け(受領同月17日)で審査請求がなされたものである。

(2) 諮問庁の判断及び理由

ア 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、FATF(Financial Action Task Force、金融作業部会を指す。以下同じ。)やその加盟国等はホームページ等で情報公開を行っているほか、各省庁ホームページにも<math>FATF関連情報が掲載され、既に多くの情報が公にされており、本件対象文書についてのみ法 5 条 3 号

及び5号に該当するという合理的な説明がないこと、FATF加盟 国が会合資料を対外的に公表しないことを求められているとする根 拠が示されていないこと、既に終わった協議に関するものであり、 率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはないことから、本 件対象文書は法5条3号及び5号に該当せず、違法である旨、主張 し、原処分を取り消すことを求めているところ、諮問庁においては、 原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理 由を述べる

イ 不開示情報の該当性について

本件開示請求に係る「FATF」とは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際協調を推進するために、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて設立された政府間会合であり、FATF勧告の策定や見直しのほか、加盟国におけるFATF勧告の遵守状況の監視(相互審査)等を行っている。

審査請求人は、FATF等のホームページで既に多くの情報が公にされており、原処分で不開示とされた文書のみが法5条3号又は5号に該当するという合理的な説明がないこと、また、FATF加盟国が会合資料を対外的に公表しないことを求められているとする根拠が示されていないことから、原処分は違法である旨主張する。

本件開示請求の対象文書は上記(1)アのとおりであるところ、こ れらの文書は、一部についてはホームページ等において公表されて いるものの、その多くは公表されておらず、性質上、対外的に用い ることが想定されていないものである。すなわち、対象文書のうち 不開示とした文書は、会合文書、会合文書に関連して我が国におい て作成された文書、他の加盟国等との協議等に係る文書等であり、 まず、FATF事務局等により作成された会合文書は、「For Official Use」と明記されている。つまり、加盟国は 当該文書を対外的に公表しないことを求められているのであり、そ れ故に、対外非公表を前提として記載された加盟国のマネー・ロー ンダリング対策やテロ資金対策に係る情報を含む。また、会合文書 に関連して我が国において作成された文書は、対外的に非公表とな る会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関 係省庁間の検討等の情報を含んでいるほか、他の加盟国等との協議 等に係る文書等も、対外非公表を前提とした加盟国等における同分 野の専門家等による率直な意見交換や、FATF事務局等による作 成段階の文書、省庁間における未成熟な段階の議論等を内容とする 文書である。

よって、これらは、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法5条3号、5号又はその両方に該当するものである。

また、審査請求人は、原処分に対し、既に終わった協議に関する文書を公表しても、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはなく、法5条3号及び5号に該当しないことから、原処分は違法である旨主張する。

この点,不開示にした文書は、過去に行われた協議に関するものであっても、現在実施中の日本を含む各国の第4次相互審査に関する議論や、加盟国におけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報等、継続中の交渉や施策についての内容を含んでおり、これらが公になることにより、国際枠組みにおける議論の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるほか、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後の第4次相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条3号、5号又はその両方に該当する文書である。よって、これらを不開示とした原処分は、法の趣旨に反するものではない。

(3)結論

以上のとおり、不開示とした文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法5条3号、5号又はその両方に該当するため、原処分は妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 令和元年6月14日付け法務省刑国第64号諮問書添付の理由説明書 (上記1) について、以下のとおり、諮問庁の判断及び理由を補充する。 ア 別表1の番号2の文書の大臣署名及び印影部分について 当該文書は、財務大臣からのFATF議長への文書である。

財務大臣の署名及び印影は、当該文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであり、署名部分は、レターに用いる署名であることから、署名という社会通念上より高い認証的機能に照らせば、当該部分は法5条1号にも該当し、印影部分は、これが押された文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであり、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報としての意味を有しているというべきであり、当該部分は法5条1号にも該当する。

なお,財務大臣の氏名が既に公にされているからといって,当該署 名及び印影を公にしている事情はない。

- イ 上記ア掲記の文書中の財務省の電話番号及びFAX番号について 当該文書のうち、標記の電話番号等に関する情報は、一般に公にされていないものであることから、当該部分を公にすると、いたずら や偽計等に使用され、今後のFATF対応に係る事務やその他の業 務への適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号 柱書きにも該当する。
- ウ 別表1の番号89の文書について

当該文書のうち、各文書の仮訳の確認に用いた資料については、FATF会合において検討した内容を反映させた資料であり、FATF会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となるのであって、FATFが非公開を前提としている文書を公にすると、FATFとの信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号にも該当する。

- 工 別表1の番号33,37,73,115,133及び134,別表2の番号33及び68,別表3の番号28,36,47,65,85及び100並びに別表4の番号32,51及び86の各文書について当該各文書は、今後のFATF対応に資するため、関係府省庁間において、FATF会合での各国の意見や指摘事項を整理し、検討したものであり、その目的のため、関係府省庁のFATFに関する関心事項や着眼点が率直に反映されたものとなっていることから、当該各文書の不開示維持部分を公にすると、関係府省庁の関心事項等が明らかとなり、それを記録することをちゅうちょするなどして、今後のFATF対応における十分な議論、意思疎通に支障を来し、率直な意見の交換が不当に損なわれるすおそれがあるため、法5条5号にも該当する。
- オ 上記工掲記の各文書中の警察庁の係長級の職員に関する情報につい て

当該部分については、係長相当職以下の職にある警察庁職員に係る

ものであり、警察庁においては、係長相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようと接近、懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなどの個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあることから、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号にも該当する。

カ 別表1の番号68の文書について

当該文書は、別表1の番号23の文書等と同種の文書であり、FATF会合の対応方針について省庁間において協議、検討を行うものであるから、これを公にすることにより、今後のFATF会合への対応に関する省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号にも該当する。

キ 別表1の番号25の文書について

当該文書のうち、法務省内における関係部局間の連絡文書(メール、FAX、事務連絡等)を除く部分(2文書)について、その全部を不開示とした理由を次のとおり追加する。

当該各文書は、特定期間における法務省幹部への報告案件等が記載された文書であり、これらを公にすると、報告の対象となる情報や当該情報の共有の範囲等が明らかになることから、当該各情報が開示されてしまうことを懸念し、法務省内におけるこれらの情報等の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、結果として、今後の同種の照会に対し、適正な把握が困難になるおそれがあることから、法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

ク 別表1の番号53の文書について

当該文書は、FATFハイレベル使節団来日スケジュールの変更について関係府省庁において共有した文書であり、これを公にすることにより、今後のFATF対応について、法務省に直接関係しない情報についてやり取りをすることを差し控え、関係府省庁との間の迅速で円滑な情報共有等が困難になり、その結果、関係府省庁からの連絡等が遅延したり、法務省が正確な情報を入手できなくなったりするなど、FATF対応に係る情報の取得といった法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書き

にも該当する。

ケ 別表1の番号76の文書について

当該文書のうちの記者会見想定に記載された連絡先の電話番号に関する情報は、一般に公にされていない電話番号であり、当該部分を公にすると、いたずらや偽計等に使用され、今後のFATF対応に係る事務やその他の業務への適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

コ 別表1の番号99の文書について

当該文書は、第8次フォローアップ報告書案等及びその参考資料であり、当該参考資料は、飽くまでも検討が未成熟な段階である当時のFATF対応について記載されたものであり、その後の更なる検討の状況や結果が何ら反映されていないものである。FATF対応は大きな社会的影響を有するところ、当該部分を公にすると、上記のとおり未成熟な検討段階の考え方が独り歩きするなどして、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

サ 別表2の番号32,67及び91,別表3の番号45,75及び1 09並びに別表4の番号6,34,52及び87の文書について

当該各文書は、全国銀行協会からの質問事項、当該質問に対する回 答(応答要領等)及びその案,面談内容を記載した文書(面談概 要)並びに当該面談に関する資料(座席表等)であり、我が国のF ATF対応についての同協会の問題意識,着眼点,同協会の質問に 対する回答,当該面談の日時,座席表及び出席者等の記載がある。 当該各文書を公にすると、非公開を前提とした議論及びその出席者 等が公にされることにより、同協会との信頼関係が損なわれ、今後 同協会が率直な意見の申述を行うことをちゅうちょするなど、同協 会の我が国のFATF対応についての意見の把握を困難にするおそ れがあり、今後の我が国のFATF対応に係る事務の適正な遂行に も支障を及ぼすおそれもあるほか、我が国のFATF対応に係る組 織的な体制,情報共有の範囲等が明らかになるところ,FATF対 応が大きな社会的影響を有することから、出席者や当該出席者が所 属する部署に対し、利害関係者等から不当な圧力が掛かるおそれが あり、その結果として我が国のFATF対応に係る事務の適正な遂 行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当 する。

シ 別表2の番号38の文書について

当該文書は、FATF対応についての想定問答及びその案であり、そのうち、関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答については、当該文書の日付及び当時のFATF対応の状況を踏まえると、その内容を公とすることを前提とした想定問答ではなく、限られた関係者への説明時に用いるための想定問答であり、FATF対応について機微な事項についても記載していることから、これを公にすると、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、今後のFATF対応に向けた国の機関等の内部又は相互間における政策調整に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

ス 別表5の番号6及び番号8の文書について

当該各文書は、FATF対応について検討した関係省庁連絡会議の 資料及び結果を法務省内で供覧した文書であり、当該各文書の決 裁・供覧欄については、当該部分を公にすると、FATF対応に係 る組織的な体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかになる ことから、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧 力が掛かるおそれがある。さらに、当該文書には、FATF対応を 行うに当たっての率直な意見等も記載されていることから、いずれ そうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部 又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが あり、この結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支 障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当する。

セ 法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係府省庁と法務省と の間の文書の送付に係る連絡文書(メール、FAX、事務連絡等)に ついて

当該連絡文書の全部を不開示とした理由を次のとおり追加する。

- (ア) FATF対応は社会的な影響が大きく、標記文書を公にすると、FATF対応に係る組織的な体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかになり、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれがある。さらに、当該文書には、FATF対応を行うに当たっての率直な意見等も記載されていることから、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、この結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれもあるため、法5条6号柱書きにも該当する。
- (イ) メールアドレス、電話番号等の連絡先に関する情報は、一般に公

にされていない電話番号及びメールアドレス等であり、当該部分を 公にすると、いたずらや偽計等に使用され、今後のFATF対応に 係る事務やその他の業務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあ るため、法5条6号柱書きにも該当する。

- (ウ)電子メールに関する情報(電子メールソフトに関する情報及びURL)については、外部からサーバー等への侵入があった場合に、当該ファイルを容易に探索され、改ざんやコピーがされ得るなどセキュリティ上の問題等が発生し、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きにも該当する。
- (2) 新たに開示する部分について

原処分について、諮問庁において改めて検討した結果、別表 6 に掲げる部分については、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和元年6月14日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月5日

審議

④ 同年8月30日

審査請求人から意見書1を収受

⑤ 令和3年12月23日

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 令和4年1月13日

審議

⑦ 同月28日

諮問庁から補充理由説明書を収受

⑧ 同年2月24日

審査請求人から意見書2及び資料を収受

9 同年3月4日

審議

⑩ 同月18日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、おおむね上記第3の1(1)記載のとおりの経緯により、本件対象文書の全部について、法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、意見書2(上記第2の2(3)を指す。)のアに掲げる部分を除く部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としているが、補充理由説明書(2)において、改めて検討した結果、別表6記載の「開示する部分」について開示することとする旨の説明があったので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分を除く不開示部分(以下「本件不開示維持部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、 ①法務省内における関係部局間の連絡文書及び関係省庁と法務省との間 の文書の送付に係る連絡文書、②金融作業部会(FATF)関係に係る 会合文書、③FATF事務局又は他国が作成した文書、④FATF会合 に関連して我が国において作成された文書、⑤関係省庁間の協議に係る 内容が含まれる文書、⑥法務省内の関係部局間の協議に係る内容が含ま れる文書、⑦FATFに提出する資料等及び⑧他の加盟国等との協議等 に係る文書等で構成される文書である。

以下、諮問庁の説明する各不開示理由ごとに、本件不開示維持部分の 不開示情報該当性について検討する。

- (2) 別表1ないし別表5(以下,併せて「別表」という。)の不開示理由 ①の文書(別表1の番号1,7,9ないし13,16,29ないし31,38,39,41,44,46,47,63ないし65,75,77,78,883,84,87,88,90,92ないし105,110,113,114,120,122,125及び131,別表2の番号2,4ないし6,9ないし19,26,28ないし30,32,34ないし38,46,53,63ないし67,69ないし71,83ないし85,89及び91,別表3の番号1,3,5,19,22ないし25,39,41,42,45,66ないし71,73ないし75,95,109及び113ないし118,別表4の番号6,8,17,26,33ないし36,40,42,52,87及び89ないし91並びに別表5の番号6及び8ないし10の各文書)
 - ア 別表1の番号1の文書は、別表6の通番1に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会議の結果概要、配布資料及び連絡文書であり、結果概要には、出席者からの状況報告及び出席者間における意見交換の内容等についての記載が認められ、配布資料には、FATF会合の結果を踏まえた今後の対応方針等の記載が認められる。別表1の番号7の文書は、別表6の通番3に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び連絡文書であり、結果概要には、出席者からの進捗状況の報告及び出席者間における意見交換の内容等についての記載が認められる。別表1の番号9の文書は、別表6の通番4に掲げる部分を除き、FATFに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要及び連絡文書であり、結果概要には、出席者からの進捗状況の報告及

別表1の番号29の文書は、FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会(第1回)合同会議の資料であり、FATFの相互審

び出席者間における意見交換の内容等についての記載が認められる。

査で求められるリスク評価の概要及びそれに対応するための取組の 内容等についての記載が認められる。

別表1の番号31の文書は、FATFハイレベル使節団の訪日対応 等に向けた局長級会合における関係府省庁幹部の発言要領案及び連 絡文書であると認められる。

別表1の番号38の文書は、別表6の通番8に掲げる部分を除き、 FATFに関する関係府省庁の局長級会議における会議の結果概要 及び配布資料等であり、結果概要には、出席者からの特定課題の進 捗状況等の報告についての記載が認められ、配布資料には、特定課 題への対応方針等についての記載が認められる。

別表1の番号39の文書は、警察庁が提出する法案についての説明会の結果概要、配布資料及び連絡文書であり、結果概要には、出席者、会議の日時及び場所、法案説明の要旨並びに質疑についての記載が認められ、配布資料には、法案の内容に関する記載が認められる。

別表1の番号87の文書は、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に 関するリスク評価に関する分科会の資料の一部であり、FATFの 相互審査への対応方針等についての記載が認められる。

別表1の番号92の文書は、①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する 分科会合同会議の資料及び②顧客管理ワーキンググループの資料であり、FATFの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表1の番号104の文書は、国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会第3回の資料であり、FATFの審査で求められる具体的な対応方針等についての記載が認められる。

別表2の番号10の文書は、①FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議及び②国が実施する資金洗浄及びテロ資金に関するリスク評価に関する分科会に関する資料であり、当該各会議の設置及びFATF勧告実施に関する対応方針について検討した文書であると認められる。

別表2の番号34の文書は、別表6の通番26に掲げる部分を除き、 FATFに関する関係府省庁の局長級会合に関する資料及び連絡文 書であり、FATFの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表3の番号113の文書は、FATF関係省庁連絡会議の会議資料等及び連絡文書であり、FATFの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表4の番号90の文書は、FATFに関する課長級会合の資料及

び連絡文書であり、当該会合の検討事項等についての記載が認められる。

別表4の番号91の文書は、FATF関係省庁連絡会議の資料等であり、FATFの相互審査への対応等の記載が認められる。

別表5の番号6の文書は、決裁・供覧欄のあるFATF関係省庁実 務者会議の結果概要及び配布資料であり、結果概要には、会議の日 時、場所及び主要課題に関する記載が認められ、配布資料には、主 要課題のスケジュール等の記載が認められる。

別表5の番号8の文書は、決裁・供覧欄のあるFATF関係省庁連絡会議の結果概要及び配布資料であり、結果概要には、会議の日時、場所及び主要課題に関する関係府省庁からの説明に関する記載が認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書の不開示維持部分は、関係府省庁間で開催した会議に関する文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、FATFの主要課題等への対応方針についての具体的かつ詳細な検討内容又は検討内容についての推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、FATFの主要課題 等への対応に係る国の機関の内部における未成熟な段階の議論が明 らかになり、同内部における率直な意見交換又は意思決定の中立性 が不当に損なわれ、今後のFATFの相互審査等への対応に向けた 政策調整を阻害するおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明 は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するま でもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号7, 9, 31及び39, 別表2の番号34及び11 3並びに別表4の番号90の各文書のうち,連絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1)セにおいて,当該文書は法5条6号 柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容の記載とともにFATF対応に係る担当者の氏名の記載が認められ、これらを公にすることにより、FATF対応に係る体制、報告の頻度及び情報共有の範囲等が明らかとなり、利害関係者等から当該職員や担当部署に対し、不当な圧力が掛かるおそれや、国の機関における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、結果として今後のFATF対応に係る事務や他の業務に支障を及ぼし、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたこと

は妥当である。

(ウ) 別表5の番号6及び8の各文書のうち、当該各文書を供覧した旨の記載について、諮問庁は、補充理由説明書(1)スにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該部分には、法務省刑事局特定部署の職名 及び職員個人の署名又は印影の記載等が認められ、これらを公にす ることにより、FATF対応に係る体制、報告の頻度及び情報共有 の範囲等が明らかとなり、利害関係者等から当該職員や担当部署に 対し、不当な圧力が掛かるおそれがあり、結果として今後のFAT F対応に係る事務や他の業務に支障を及ぼし、国の機関が行う事務 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は 否定し難く、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号につい て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号10及び47の文書は、関係府省庁からのFATFの ICRG(International Co-Operation Review Group、国際協力レビューグループ。以下同 じ。)におけるリスト掲載国への措置報告書案等及び連絡文書であり、 法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号90の文書は、FATF勧告24及び25の事前審査 書案及び連絡文書であり、法務省等における修正等の記載が認めら れる。

別表1の番号96の文書は、関係府省庁からのFATFのESE (Effective Supervision and Enforcement,効果的な監督と執行)に関する報告書案及び連絡文書であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号100,別表2の番号2及び66,別表3の番号5及び19並びに別表4の番号17の文書は、関係府省庁からの非協力国・ハイリスク国に対する措置等報告案等及び連絡文書であり、法務省等における意見等の記載が認められる。

別表2の番号65の文書は、FATF全体会合におけるステートメント案(声明案)及び連絡文書であり、法務省等における意見等の記載が認められる。

別表2の番号69の文書は、今後のFATF全体会合におけるフォローアップ報告に向けた関係府省庁の対応方針案等に係る文書及びこれに添付されたFATF議長との意見交換に関する文書並びに連絡文書であると認められる。

別表2の番号89及び別表3の番号1の文書は、関係府省庁からの

FATF声明に基づくFATF勧告履行状況調査の質問票に対する 回答案及びFATF参加国からの回答を取りまとめたFATFのロ ゴマークが付されている文書並びに連絡文書であり、回答案には法 務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号3の文書は、関係府省庁からのFATF声明に基づく FATF勧告履行状況調査(追加)の質問に対する回答案及び連絡 文書であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号95の文書は、関係府省庁からのテロ資金供与に関する質問票及び連絡文書であり、質問票及び回答案には、法務省等の 修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号114ないし118,別表4の番号89並びに別表5の番号9及び10の文書は、FATF第4次相互審査に係るTC(技術的遵守状況)の自己審査に関する文書及び連絡文書であり、 法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表4の番号26の文書は、関係府省庁から送付されたFATF事務局からの実質的所有者に関する質問票及び連絡文書であり、法務省等の意見等の記載が認められる。

別表4の番号35の文書は、FATFの重要勧告への対応表等及び 連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表4の番号36の文書は、FATF事務局からの第3次対日相互 審査における指摘への対応に関してFATF事務局に行う説明の案 及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められ る。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局への対応に係る文書等であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該各事項に対する対応及び回答等について、法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、FATF事務局への対応に係る関係府省庁間における未成熟な段階の検討及び議論等が明らかになり、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後のFATFの相互審査等への対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、各連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する 旨説明する。

これを検討するに、当該各部分には、意見及び検討結果等を含む

連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表2の番号69の文書のうち、FATF議長との意見交換が記載された文書について、検討する。
 - a 当審査会において当該文書を見分したところ、当該部分には、 我が国の交渉上の力点や我が国の取組に関する他国の評価等が記載されていると認められる。
 - b 一般的にいって、国際会議や二国間協議においては、我が国の 国益と他国や関係国等の利益を勘案し、様々な駆け引きを通じて、 我が国にとって最善の外交政策が実現できるよう、率直かつ慎重 に意見交換が行われており、そのため、各国の立場等に係る我が 国独自の推測、評価等及び協議に向けて我が国が内部向けに準備 した交渉の進め方に関する資料については通例公にしないもので あると認められる。
 - c また、交渉過程で他国から独自に入手した情報については、通常、相手側との関係で公開を前提とはしていないものであり、相手国も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。
 - d そうすると、当該部分を公にすると、我が国が相手国から得た情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (エ) 別表2の番号89及び別表3の番号1の文書のうち、FATFの ロゴマークが付されている文書について、当審査会事務局職員をし て諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、当該部分は、FAT F事務局が作成した文書であり、これを公表することにより、国際 機関との信頼関係が損なわれるおそれがある旨説明することから、 以下、検討する。
 - a 上記の点について、諮問庁は、理由説明書(上記第3の1 (2) イ)において、FATFとは、薬物犯罪に関するマネー・ローンダリング対策等のため、1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であると説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、日本は設立当初からのメンバーであって、1995年のハリファックス・サミットの議長声明では、国際的な組織犯罪対策として、薬物犯罪だけ

ではなく重大犯罪に関するマネー・ローンダリング対策も必要であるとされ、現在まで、マネー・ローンダリング対策についての国際基準(FATF勧告)の策定やメンバー間の勧告遵守状況に係る相互審査等の各取組を行っており、条約に基づく恒久的な国際機関ではないものの、「国家間の合意に基づき特定の目的を達成するため複数の国家を構成員として設立される機関等」であることから、法5条3号に規定する国際機関に該当する旨説明する。これを検討するに、当審査会において諮問庁から提示を受けた上記各サミットの経済宣言及び議長声明(仮訳を含む。)を確認したところによれば、諮問庁の上記説明に符合する内容が認められ、当該宣言等が参加国の合意に基づくものであること等を踏まえれば、FATFの設立に関して国家間の合意があったものと解されることから、FATFは法5条3号の国際機関に

b FATFが作成した文書について、当審査会事務局職員をして 諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり 説明する。

該当すると認めることが相当である。

- (a) FATF事務局が作成した照会、確認依頼等についての文書は、最終的にはFATF会合の資料として使用されるものであり、FATF会合は原則非公開とされていることから、当該文書についても非公開となるのであって、FATF事務局が非公開を前提としている文書を公にすると、FATFとの信頼関係が損なわれるおそれがある。
- (b) また、FATF会合における議論の結果を踏まえて作成された文書については、たとえそれが直接FATF会合の資料として使用されていないものであったとしても、当該文書を作成した目的(議論の結果の確認及び共有)及びFATFの意思決定過程等を考慮すると、これを公にすると、FATFとの信頼関係が損なわれるおそれがある。
- (c) ただし、FATF会合等における議論の結果を踏まえて作成 された文書のうち、FATF事務局が公表している報告書(別 表6の通番14及び31) そのものについては、新たに開示す ることとしたものである。
- c これを検討するに、上記りの諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、当該各文書は、これらを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示と

したことは妥当である。

- ウ 別表1の番号11の文書は、別表6の通番5に掲げる部分を除き、 関係府省庁からのFATF対応についての作業工程表の作成に関する 文書及び連絡文書であると認められる。
 - (ア) これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記(イ)に掲げる 部分を除き、法務省におけるFATF対応に関する検討事項及びそ の目標時期等の記載が認められ、これらを公にすることにより、不 当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由①の諮問 庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判 断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説 明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ 別表1の番号12の文書は、第6次フォローアップ報告書案の骨子 等及び連絡文書であり、法務省の修正及び意見等の記載が認められる。 別表1の番号13の文書は、第6次フォローアップ報告書案等及び 連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号16の文書は、第6次フォローアップ報告書案及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号99の文書は、別表6の通番16に掲げる部分を除き、第8次フォローアップ報告書案等及びその参考資料並びに連絡文書であり、同報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号102及び103の文書は、第8次フォローアップ報告書案等及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号18の文書は、第9次フォローアップ報告書案及びその検討に用いた第8次フォローアップ報告書等並びに連絡文書であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号53の文書は、第10次フォローアップ報告書及びその検討に用いた第9次フォローアップ報告書等並びに連絡文書であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号70の文書は、第11次フォローアップ報告書案及び その検討に用いた第10次フォローアップ報告書等並びに連絡文書 であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号25の文書は、第12次フォローアップ報告書案及び その検討に用いた第11次フォローアップ報告書等並びに連絡文書 であり、報告書案には法務省等の修正及び意見等の記載が認められ る。

別表3の番号66の文書は、第13次フォローアップ報告書案並びにその検討に用いた第12次フォローアップ報告書及び第13次フォローアップ報告書並びに連絡文書であり、報告書案には法務省等の修正及び意見の記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、数次のフォローアップ報告書案等の作成等に関する一連の文書であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、FATF事務局に提出されるまでの間に関係府省庁間において協議及び検討を行い作成された当該報告書の素案等であり、法務省等の修正及び意見等に関する記載も認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、各連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する 旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号18,53及び70並びに別表3の番号25及び66の各文書のうち、フォローアップ報告書(英文の確定版)について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、フォローアップ報告書は、我が国が作成し、FATF事務局に提出するものであるが、最終的には、FATF会合の資料として使用されるものであり、FATF会合が原則非公開とされているところ、FATF事務局が非公開を前提としている当該報告書を我が国がFATF事務局の了解を得ることなく公にすると、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨説明する。

これを検討するに、各フォローアップ報告書には、これらを資料として使用するFATF会合の日時及び場所等の記載があり、上記諮問庁の説明に符合する形態でフォローアップ報告書がFATF会合で使用されていることが認められ、これを覆すに足りる事情も認

められないことから、上記諮問庁の説明を否定することまではできず、当該各文書は、これらを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。また、上記フォローアップ報告書を日本語訳した文書及びフォローアップ報告書を分割して日本語訳し、これを報告書本文中に併記した文書についても、当該資料の内容は、上記フォローアップ報告書と同一の内容のものであると認められることから、上記と同様の理由により、法 5 条 3 号に該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(エ) 別表1の番号99の文書のうち、別表6の通番16に掲げる部分を除く、第8次フォローアップ報告書案の参考資料について、諮問庁は、補充理由説明書(1)コにおいて、当該部分は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に当該参考資料を作成した経緯等について確認させ、説明を受けたところ、本件対象文書の一部には、上記諮問庁が説明する経緯に符合する内容の記載があると認められる。

これを検討するに、当該部分には、当時のFATFへの対応に関する記載が認められ、これらを公にすると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、いずれそうした情報が開示されてしまうことを懸念し、国の機関等の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、その結果としてFATF対応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は否定することまではできず、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ 別表1の番号30の文書は、関係府省庁の局長級会合に係る文書及 びアクションプランの作成を依頼する文書等並びに連絡文書であり、 FATF対応について検討した文書等であると認められる。

別表1の番号77の文書は、FATF関連のアクションプラン案等 及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められ る。

別表1の番号78の文書は、FATF関連のアクションプラン案及 び連絡文書であり、法務省の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号19の文書は、FATF関連のアクションプラン案及び第9次フォローアップ報告書並びに連絡文書であり、法務省等の

修正及び意見等の記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF関連のアクションプラン案等の確認に関する文書等であり、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、関係府省庁間で我が国のアクションプラン等を検討した過程で作成した数次にわたる素案等であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表1の番号30及び77並びに別表2の番号19の文書のうち, 連絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1)セにおいて, 当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表1の番号30の文書のうち、関係府省庁の局長級会合に係る 文書については、検討段階の案であると認められる。そうすると、 当該文書は、これを公にすることにより、FATF対応の局長級会 合に関する当時の関係府省庁間における未成熟な検討内容が明らか となる旨の諮問庁の説明は否定し難く、将来検討する可能性がある FATFに関する同種の検討作業等において、国の機関内部におけ る率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる ことから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでも なく、不開示としたことは妥当である。
- (エ) 別表2の番号19の文書のうち、フォローアップ報告書については、上記エ(ウ) と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- カ 別表1の番号41の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官 邸説明資料等及び連絡文書であり、当時の我が国のFATF対応にお ける課題に関する記載が認められる。

別表1の番号46の文書は、関係府省庁からのFATFハイレベル 使節団の訪日に関する官邸説明資料及び連絡文書であり、法務省等 の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号93の文書は、関係府省庁からのFATFについての 説明を行う対象者及び対処方針等についての資料及び連絡文書であ り、法務省の意見等の記載が認められる。

別表1の番号95の文書は、関係府省庁からの官邸に対してのFA TFに関する説明資料等及び連絡文書であり、当時の我が国のFA TF対応における課題等についての法務省の意見等の記載が認められる。

別表1の番号98の文書は、関係府省庁からのFATF関連の官邸への説明資料等及び連絡文書であり、法務省において対応を検討した記載が認められる。

別表1の番号105の文書は、法務省の幹部職員に対するFATF についての説明資料等であり、法務省内における意見の記載が認め られる。

別表1の番号122の文書は、関係府省庁からのFATFについての官邸説明資料等及び連絡文書であり、当該説明資料についての法務省の意見等の記載が認められる。

別表2の番号5の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸 説明資料及び結果概要等並びに連絡文書であり、説明資料には、法 務省等の修正及び意見等の記載が、結果概要には、出席者間におけ る意見交換の内容等の記載が認められる。

別表2の番号6の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官邸 説明資料及び連絡文書であり、法務省等における修正及び意見等の 記載が認められる。

別表2の番号9の文書は、関係府省庁からの①FATFに関する官 邸説明資料等及び②法務省に対する特定大使の新任挨拶の概要等並 びに連絡文書であり、別表6の通番22に掲げる部分を除き、上記 ①には、官邸説明について調整した記載が認められ、上記②には、 出席者間におけるFATFに関する意見交換の内容等についての記 載が認められる。

別表2の番号28の文書は、2014年FATF6月会合について の官邸説明資料及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号30の文書は、関係府省庁からのFATFについての 官邸説明結果概要等であり、関係府省庁の意見の記載が認められる。

別表2の番号35の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官 邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番27に掲げる部分 を除き、FATFに関連する未成熟な段階の情報の記載が認められ る。

別表2の番号36の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官 邸説明資料等及び連絡文書であり、別表6の通番28に掲げる部分 を除き、FATFに関連する未成熟な段階の情報の記載が認められ る。

別表2の番号46の文書は、関係府省庁から共有されたFATFに 関する官邸説明資料及び説明結果概要等並びに連絡文書であり、関 係府省庁の意見等の記載が認められる。

別表2の番号71の文書は、関係府省庁から共有されたFATFに 関する官邸説明資料及びFATF議長との意見交換に関する文書並 びに連絡文書であると認められる。

別表2の番号85の文書は、関係府省庁から資料を添えて行われた FATFに関する官邸説明資料等及び連絡文書であると認められる。 別表3の番号41の文書は、関係府省庁からのFATF2015年 6月全体会合への対応方針に関する官邸説明資料等及び連絡文書で あり、別表6の通番37に掲げる部分を除き、未成熟な段階での情 報の記載が認められる。

別表3の番号73の文書は、関係府省庁からのFATF2015年 10月全体会合への対応方針に関する官邸説明資料等及び連絡文書 であり、別表6の通番42に掲げる部分を除き、未成熟な段階での 情報の記載が認められる。

別表3の番号74の文書は、FATF2015年10月全体会合に 関する官邸説明結果概要及び連絡文書等であり、別表6の通番43 に掲げる部分を除き、今後の課題についての法務省等の意見の記載 が認められる。

別表4の番号33の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官 邸説明資料及び当該官邸説明の結果等並びに連絡文書であり、当該 説明資料には関係府省庁による修正等の記載が認められる。

別表4の番号42の文書は、関係府省庁からのFATFに関する官 邸説明資料等及び連絡文書であり、当該説明資料には関係府省庁に よる修正等の記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、 当該不開示維持部分は、FATFへの対応に関する課題についての 首相官邸説明資料等を検討している文書等であり、また、法務省等 における修正及び意見等の記載が認められ、上記イ(ア)と同様の 理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまで もなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表1の番号41,46,93,95,98及び122,別表2 の番号5,6,9,28,35,36,46,71及び85,別表 3の番号41及び73並びに別表4の番号33及び42の各文書の うち,連絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1)セにお いて,当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該各文書には、意見及び検討結果等を含む 連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同 様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号に ついて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表2の番号5, 9, 30, 35及び46, 別表3の番号74並びに別表4の番号33の文書のうち, 特定大使の新任挨拶の概要及び官邸説明結果概要について検討するに, 当該部分は, FATFに関する我が国の状況に関する機微な事項にわたる情報が記載されており, これらを公にすると, 当該事項に関する政府部内の考え方等が明らかとなり, 不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く, 法5条5号に該当し, 同条3号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。
- キ 別表1の番号44の文書は、関係府省庁からの犯罪対策に関する行動計画案についての資料及び連絡文書であり、別表6の通番10に掲げる部分を除き、FATF関連の犯罪対策に関する情報が記載されていると認められる。

別表1の番号120及び125の文書は、関係府省庁からのナショナル・リスク・アセスメント案等についての資料及び連絡文書であり、FATF関連のナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されていると認められる。

別表2の番号11の文書は、ナショナル・リスク・アセスメント案 及びその概要案であると認められる。

別表2の番号12の文書は、ナショナル・リスク・アセスメント案について関係府省庁からの追加情報等の提供依頼に係る資料及び連絡文書であり、別表6の通番23に掲げる部分を除き、ナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されていると認められる。

別表2の番号13ないし16の文書は、関係府省庁からのナショナル・リスク・アセスメント案等についての資料及び連絡文書であり、ナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されているほか、法務省における意見等の記載が認められる。

別表2の番号17の文書は、ナショナル・リスク・アセスメント案 等の資料及び連絡文書であり、別表6の通番24に掲げる部分を除 き、ナショナル・リスク・アセスメントに関する情報が記載されて いるほか、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号37の文書は、警察庁のFATF関連の法案説明資料及び連絡文書であり、別表6の通番29に掲げる部分を除き、FATF関連の未成熟な情報が記載されていると認められる。

別表3の番号23の文書は、関係府省庁からの犯罪収益移転危険度 調査書案等及び連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載 が認められる。

別表3の番号24の文書は、関係府省庁からの犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令及び同施行規則並びに犯罪収益移転危険度調査書についての資料一式及び連絡文書であり、別表6の通番34に掲げる部分を除き、FATF関連法令案等の未成熟な情報が記載されているほか、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、関係府省庁が検討した法令案や報告書案等を法務省において検討した文書であり、また、法務省等における修正及び意見等に関する記載も認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表1の番号44,120及び125,別表2の番号12ないし 17及び37並びに別表3の番号23及び24の各文書のうち,連 絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1)セにおいて,当 該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 別表1の番号63ないし65の文書は、関係府省庁からのFATF 2013年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び 連絡文書であり、同発言要領案等には法務省等の修正及び意見等の記 載が認められる。

別表1の番号110の文書は、関係府省庁からのFATF2013 年10月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡 文書であり、同発言要領案等には法務省等の修正等及び意見等の記 載が認められる。

別表1の番号131の文書は、関係府省庁からのFATF2014 年2月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文 書であり、同発言要領案等には法務省の修正及び意見等の記載が認 められる。

別表2の番号29の文書は、関係府省庁からのFATF2014年6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等の案及び連絡文書であり、同発言要領案等には法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号64の文書は、関係府省庁からのFATF2014年 10月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案、第10次フ ォローアップ報告書及び関係資料並びに連絡文書であり、関係府省 庁の修正及び意見等の記載が認められる。

別表2の番号84の文書は、FATF2015年2月会合における 関係府省庁出席者の発言要領の案及び第11次フォローアップ報告 書並びに連絡文書であり、関係府省庁の修正及び意見等の記載が認 められる。

別表3の番号42の文書は、関係府省庁からのFATF2015年 6月会合における関係府省庁出席者の発言要領等及び連絡文書であ り、関係府省庁の修正及び意見等の記載が認められる。

別表3の番号69の文書は、関係府省庁からのFATF2015年 10月会合における関係府省庁出席者の発言要領の案及びその関係 資料並びに連絡文書であり、関係府省庁の修正及び意見等の記載が 認められる。

別表4の番号8の文書は、FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議における法務省出席者の発言要領の案等及び同連絡会議資料並びに連絡文書であり、法務省内における検討段階の資料等であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、非公開であるFATF会合及び関係省庁連絡会議における発言要領案等の文書であり、下記(イ)ないし(オ)に掲げる部分を除き、いずれもFATFから指摘のあった事項への対応案の調整過程等の機微な事項にわたる情報の記載が認められ、上記カ(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表2の番号64及び別表3の番号69の文書のうち、各関係資料は、他国との調整に関する内容のものであり、我が国の交渉上の力点等が記載されていると認められ、上記イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (エ) 別表2の番号64及び84の文書のうち、各フォローアップ報告書については、上記工(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該

当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは 妥当である。

- (オ) 別表4の番号8の文書のうち、関係省庁連絡会議資料については、 上記ア(ア) と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- ケ 別表1の番号75の文書は、関係府省庁が作成したFATFにおけるメソドロジー(方法論)に関する勉強会の資料であり、別表6の通番14に掲げる部分を除き、我が国やFATFにおけるリスク評価及び有効性の審査等に関する具体的かつ詳細な記載が認められる。

これを検討するに、当該文書は、我が国のマネー・ローンダリング 対策やテロ資金対策等の検討方法を関係府省庁間で共有するもので あると認められる。

そうすると、当該文書を公にすると、国際会議等の我が国担当者の 交渉姿勢及び主張の内容等が明らかになり、今後の同種の交渉の柔 軟性を損なう可能性があると認められることから、交渉上の不利益 を被るおそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く、 当該不開示維持部分は、法 5 条 3 号に該当し、同条 5 号について判 断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

コ 別表1の番号83の文書は、我が国のアクションプランに対するFATFの指摘事項についての政務説明資料等及び連絡文書であり、関係府省庁が作成した資料案並びにこれに対する法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号94の文書は、法務大臣への説明結果概要であり、説明内容及び大臣の発言等についての記載が認められる。

別表2の番号4の文書は、FATFについての幹部説明資料の補足 資料等及び連絡文書であって、当該補足資料には法務省内で行った 検討内容についての記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、法務省幹部への説明資料等であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、法案等についての捉え方や調整過程等の極めて機微な事項にわたる情報の記載が認められ、上記力(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表1の番号83及び別表2の番号4の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号につ

いて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

サ 別表1の番号84の文書は、FATF2013年10月会合参加国 に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び連絡文 書であり、他国に対し、我が国の状況を含めたFATF対応について 説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められる。

別表2の番号26の文書は、①FATF2014年6月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたFATF対応についての説明内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、我が国の説明に対する他国の反応及び主張等の記載が認められる。

別表2の番号63の文書は、①FATF2014年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたFATF対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、他国の反応及び主張等の記載が認められる。

別表3の番号39の文書は、①FATF2015年6月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②当該事前調整に対する他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたFATF対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、他国の反応及び主張等の記載が認められる。

別表3の番号67の文書は、FATF対日相互審査フォローアップに関連する、FATF2015年10月会合前の事前調整等の申入れに関する公電であり、他国に対し、我が国の状況を含めたFATF対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められる。

別表3の番号68の文書は、上記別表3の番号67の文書の補足資料であり、別表6の通番40に掲げる部分を除き、FATF会合前の事前調整を行った文書及び公表されていない補足資料並びに連絡文書であると認められる。

別表3の番号70の文書は、上記別表3の番号67の文書の補足資料であり、他国からより詳細な説明を求められ、作成した文書等及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号40の文書は、①FATF2016年10月会合参加国に対する、会合前の事前調整に関する申入れに関する文書及び②

当該事前調整に対しての他国の応答に関する文書並びに連絡文書であり、上記①には、検討中である我が国の状況を含めたFATF対応について説明する内容に関する具体的かつ詳細な記載が認められ、上記②には、他国の反応及び主張等の記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF会合参加国に対し我が国の状況等を説明した文書等であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該不開示維持部分は、FATFに関連する我が国の交渉上の力点及び我が国の取組に関する他国の評価等が記載されていると認められ、上記イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表1の番号84, 別表2の番号26及び63, 別表3の番号3 9, 68及び70並びに別表4の番号40の各文書のうち, 連絡文 書について, 諮問庁は, 補充理由説明書(1) セにおいて, 当該文 書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

シ 別表1の番号88の文書は、法務省と財務省とのFATF関連の面 談結果の概要及び連絡文書であり、出席者の発言等の記載が認められ る。

別表1の番号101の文書は、法務省と外務省とのFATF関連の 面談結果の概要及び連絡文書であり、出席者の発言等の記載が認め られる。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、関係省との面談結果の概要であり、FATF対応に係る極めて機微な事項にわたる情報の記載が認められ、上記力(ウ)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ス 別表1の番号97の文書は、関係府省庁から送付されたFATF

との電話会議の資料等及び連絡文書であり、法務省等における修正 及び意見等が記載されていると認められる。

別表2の番号83の文書は、関係府省庁から送付されたFATFとの電話会議の資料及び連絡文書であり、当該資料は関係府省庁で検討及び協議を行った資料であると認められる。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、FATFとの電話会議の資料等であり、これらを用いて関係府省庁において検討及び協議を行ったものと認められ、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

セ 別表1の番号113の文書は、FATF2013年10月会合中に あったFATFからの質問及びこれに対する回答文書の案並びに連絡 文書であると認められる。

別表1の番号114の文書は、FATF2013年10月会合中における想定問答案及びこれに対する回答等並びに連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該各文書は、FATF会合における我が国の回答案を検討した文書であり、FATF会合における具体的な発言内容案及びその検討内容の記載が認められ、上記イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ソ 別表2の番号32,67及び91,別表3の番号45及び109並びに別表4の番号6,34,52及び87の文書は、法務省等と全国

銀行協会との面談に関する資料及び配席図等並びに連絡文書であり、 面談出席者の氏名及び当該資料についての法務省等における修正及び 意見等の記載が認められる。

別表3の番号75の文書は、法務省等と全国銀行協会との面談に関する資料等及び連絡文書であり、別表6の通番44に掲げる部分を除き、面談出席者の氏名及び当該資料についての法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

(ア) 当該各文書について、下記(イ)に掲げる部分を除き、諮問庁は、補充理由説明書(1) サにおいて、当該部分は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該不開示維持部分は、全国銀行協会からの 質問事項、当該質問に対する回答(応答要領等)及びその案、面談 内容を記載した文書(面談概要)並びに当該面談に関する資料等で あり、我が国のFATF対応についての同協会の問題意識、着眼点, 同協会の質問に対する回答、当該面談の日時及び面談内容並びに出 席者等の記載が認められ、これらを公にすることにより、同協会が 公表していない当該面談の内容及び出席者が明らかとなることで、 同協会との信頼関係が損なわれ、今後同協会が率直な意見の申述を 行うことをちゅうちょするなど、同協会の我が国のFATF対応に ついての意見の把握を困難にするおそれがあるほか、我が国のFA TFへの対応に係る組織的な体制、情報共有の範囲等が明らかにな るところ、FATFへの対応が大きな社会的影響を有することから、 出席者や当該出席者が所属する部署に対し、利害関係者等から不当 な圧力が掛かるおそれがあり、その結果として我が国のFATF対 応に係る事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある旨の諮問 **庁の上記説明は、否定することまではできず、法5条6号柱書きに** 該当すると認められ、同条3号及び5号について判断するまでもな く、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

夕 別表2の番号38の文書は、FATF対応についての想定問答案等及び連絡文書であり、法務省等における修正等の記載が認められる。 別表3の番号71の文書は、FATF2015年10月会合後の記 者対応用等の想定問答案等及び連絡文書であり、別表6の通番41 に掲げる部分を除き、未確定のものであり、法務省等における修正 等の記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATFへの対応についての 想定問答案に関する文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部 分を除き、当該不開示維持部分は、関係府省庁間での検討及び協議 段階のものであると認められる。そうすると、これらを公にするこ とにより、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省 庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわ れ、今後のFATF相互審査への対応に向けた政策調整を阻害する おそれがある旨の不開示理由①の諮問庁の説明は否定し難く、法5 条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示と したことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表2の番号38の文書には、関係府省庁間での検討及び協議が終了した想定問答に関する部分があり、この点について、諮問庁は、補充理由説明書(1)シにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、諮問庁から当時のFATF対応の日程に関する資料の提示を受け、当審査会において確認したところ、上記諮問庁の説明に符合する記載が認められ、当該文書は、限られた関係者を対象とした想定問答である旨の上記諮問庁の説明を否定することまではできず、これに加え、当該文書には、FATF対応に係る機微な事項の記載が認められ、これを公にすると、今後のFATFへの対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

チ 別表3の番号22の文書は、FATFに関して、特定課題についての対応方針を協議するために新たに設置された関係省庁連絡会議の資料等及び連絡文書であり、当該文書には、当該会議の検討事項及び概要等に関する記載とともに当該会議の開催自体を対外秘とする申合せに係る記載が認められる。

(ア) 当該文書のうち、下記(イ)の部分を除く部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、その開催が対外秘とされている当該会議に係る情報は、これを公にすることにより、会議そのものの開催が困難となり、ひいては関係府省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後のFATF対応に向けた政策調整を阻害するおそれがある旨説明する。

上記諮問庁の説明は、当該資料等の内容等に鑑みると、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。そうすると、これらを公にすることにより、関係府省庁間における率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説 明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号2の文書) 標記文書は、財務大臣からFATF議長に宛てた文書であり、FAT

標記又書は、財務大臣からFAIF議長に死てた又書であり、FAI F議長名、日付及び内容等の記載が認められる。

これを検討するに、別表6の通番2の部分を除く部分については、これらを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由②の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (4) 別表の不開示理由③の文書(別表1の番号3ないし6, 8, 18, 2 0, 72, 79, 80, 86, 91, 112, 116, 119, 121, 123, 124及び126ないし129, 別表2の番号1, 24, 25, 39, 51, 62, 82, 87及び90, 別表3の番号4, 6, 7, 1 1ないし13, 15ないし17, 20, 26, 37, 57, 78ないし81, 84, 92及び93, 別表4の番号15, 19ないし22, 24, 27及び37ないし39並びに別表5の番号3及び4の各文書)
 - ア 別表1の番号3の文書は、FATF第4次相互審査プロセスに向けた我が国の意見を取りまとめた文書及び連絡文書であり、法務省の修正等の記載が認められる。

別表1の番号5の文書は、上記FATF第4次相互審査プロセスに向けた我が国の意見案及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号86の文書は、上記FATF第4次審査の審査員派遣 要請等の文書及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号90の文書は、上記FATF第4次審査のスケジュール及びフォローアッププロセスに対する我が国の意見案並びに連絡 文書であると認められる。

別表3の番号6の文書は、上記FATF第4次審査スケジュールに 関する資料及び連絡文書であり、FATFが作成した第4次審査スケジュールの案等であると認められる。

別表4の番号15の文書は、上記FATF第4次相互審査における 審査員に係る提案の文書及び連絡文書であり、法務省等の修正及び 意見の記載が認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、第4次相互審査のプロセス及びスケジュール等に関連してFATF事務局から送付された文書並びに当該各文書についての関係府省庁からの意見等を含む連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該照会について、法務省等における意見及び修正等に関する記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表1の番号3及び86, 別表2の番号90並びに別表4の番号 15の文書のうち, FATFのロゴマーク入りの文書について検討 するに, 当該各文書は, その様式及び記載内容からFATF事務局 が作成した文書であると認められ, 別表3の番号6の文書のうち, 連絡文書に添付された第4次相互審査に関する資料は, その記載内 容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると, FATF事務 局が作成した文書であると認められることから, 当該各文書は, 上 記(2)イ(エ)と同様の理由により, 法5条3号に該当し, 同条 5号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。
- イ 別表1の番号4の文書は、FATF腐敗対策に係るベストプラクテ

ィスペーパー(優良事例集)についての資料及び連絡文書であると認 められる。

別表1の番号8の文書は、FATF勧告6(旧SR3)に係るベストプラクティスペーパーについての資料及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号18の文書は、FATF勧告8に係るベストプラクティスペーパー案についての資料及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号79の文書は、FATF腐敗対策に係るベストプラクティスペーパーの案についての資料及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号19の文書は、情報交換に関するベストプラクティスペーパーについての資料及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局から送付された各種のベストプラクティスペーパー案等及び当該案等についての関係府省庁からの連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該事項について、関係府省庁における検討及び協議に関する情報並びに法務省における内部管理に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表1の番号4,18及び79並びに別表4の番号19の文書のうち,FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに,当該各文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、別表1の番号8及び別表4の番号19の資料のうち、上記連絡文書に添付された文書は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- ウ 別表1の番号6の文書は、FATF改訂勧告5(旧SRII)のガイダンスの案に関する資料及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号11及び78の文書は、FATF勧告5の解釈ノート (改訂)の案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号57の文書は、FATF勧告5の解釈ノート(改訂)の案への対応についての資料等であり、法務省における対応について整理した内容の記載が認められる。

別表4の番号27及び38の文書は、FATF勧告5に関するガイダンス案及びその資料並びに連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局から送付されたFATF勧告5についてのガイダンス案及び解釈ノート案とその資料並びに連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該事項について、関係府省庁及び法務省における検討並びに協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表1の番号6, 別表3の番号11及び78並びに別表4の番号27及び38の文書のうち,連絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1) セにおいて,当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表1の番号6, 別表3の番号11, 57及び78の文書のうち, FATFのロゴマークが付されている文書について検討するに, 当 該各文書は, その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した 文書であると認められ, 上記(2) イ(エ)と同様の理由により, 法5条3号に該当し, 同条5号について判断するまでもなく, 不開 示としたことは妥当である。
- エ 別表1の番号20の文書は、第6次フォローアップ報告書に対する FATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号116の文書は、第8次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号25の文書は、第9次フォローアップ報告書に対する FATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号62の文書は、第10次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号82の文書は、第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号87の文書は、上記別表2の番号82の文書の修正案であるFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号26の文書は、第12次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号37の文書は、第14次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート等及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該事項について、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容及び担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 当該各文書のうち、FATF事務局ノート等について検討するに、 当該ノート等は、その様式、記載内容及び上記(イ)の連絡文書の 記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認め られ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当 し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥 当である。
- (エ) 別表1の番号20及び116, 別表2の番号25, 62及び82, 別表3の番号26並びに別表4の番号37の文書のうち, 我が国の各フォローアップ報告書については, 上記(2)エ(ウ)と同様の理由により, 法5条3号に該当し, 同条5号について判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当である。
- オ 別表1の番号72の文書は、FATFへの新規加盟国検討アドホックグループペーパーに関する資料及び連絡文書であると認められる。 別表1の番号123の文書は、FATFの戦略及びガバナンスについての資料及び連絡文書であり、当該資料についての法務省の対応に関する記載が認められる。
 - (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、当該事項について、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでも

なく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 当該各文書の資料のうち、FATFのロゴマークが付されている 文書について検討するに、当該文書は、その様式及び記載内容から FATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2) イ (エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号につい て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (エ) 別表1の番号72の文書のうち、FATF会合の模様が記載された文書は、FATFの新規加盟国に関しての他国の率直な意見の記載が認められ、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- カ 別表1の番号80の文書は、テロリストによるNPOセクターの悪 用リスクに関するプロジェクトについて記載された資料及び連絡文書 であると認められる。

別表4の番号22の文書は、ISILへの資金提供に関する調査の 資料及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、その様式、記載内容等に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

キ 別表1の番号91及び119の文書は、他国のVTC (Voluntary Tax Compliance, 異常な金銭の移動についての調査)プログラムについての資料及び連絡文書であると認められ

る。

別表2の番号51の文書は、他国に対する第4次相互審査報告書及 び連絡文書であると認められる。

別表3の番号37及び別表5の番号4の文書は、他国の相互審査報告書及び同報告書に関する主要問題についての資料並びに連絡文書であり、法務省の回答の記載が認められる。

別表3の番号79及び80の文書は、他国の相互審査報告書及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 当該各文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、別表3の番号37の資料のうち、回答様式の部分は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (エ) 別表3の番号79及び80の文書のうち、GAFILAT (ラテンアメリカの地域体)のロゴマークが付されている資料について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、当該資料はFATF事務局からの依頼文書の一部であることから、当該部分についても、法5条3号及び5号に該当する旨説明する。

これを検討するに、上記各文書には、諮問庁の上記説明と符合する内容が記載され、上記説明を否定することまではできず、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ク 別表1の番号112の文書は、FATFフォローアッププロセスの

終了後の措置等についてのFATF事務局の提案内容及びその概要資料並びに連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、 FATFのロゴマークが付され、フォローアッププロセス終了後の 措置等についての提案が記載された文書及びその概要を日本語訳し た文書であり、FATFのロゴマークが付された文書と概要資料の 記載内容は同様のものであると認められることから、上記(2)イ (エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号につい て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説 明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ケ 別表1の番号121の文書は、FATFのデータ保護に関する基本 原則が記載された文書及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号124の文書は、FATFワークプラン及び連絡文書であると認められる。

別表1の番号127の文書は、FATF専門家会合に関する文書及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号39の文書は、FATF年次報告書(2013-20 14)及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号21の文書は、相互審査書が採択されてから5年目に 実施されるフォローアップ審査について記載された文書及び連絡文 書であると認められる。

別表4の番号24の文書は、FATF中間レビュー(2012-2020)及び連絡文書であると認められる。

別表5の番号3の文書は、潜在的なプロジェクトに関するコンセプトノート及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局からの文書及び連絡文書であると認められ、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明

書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表1の番号121,124及び127,別表2の番号39並びに別表4の番号21及び24の文書のうち、FATFのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、別表1の番号121及び別表5の番号3の文書のうち、英文のみで作成された文書は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- コ 別表1の番号126及び128並びに別表2の番号24の文書は、 仮想通貨に関するディスカッションペーパー及び連絡文書であり、法 務省における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号20の文書は、FATFの仮想通貨に係るガイダンス 及び連絡文書であり、法務省における対応に関する記載が認められ る。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF事務局からの仮想通貨に関する文書等及び連絡文書であり、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号126, 別表2の番号24及び別表3の番号20の 文書のうち, FATFのロゴマークが付されている文書について検 討するに, 当該各文書は, その様式及び記載内容からFATF事務 局が作成した文書であると認められ, 上記(2) イ(エ) と同様の 理由により、法 5 条 3 号に該当し、同条 5 号について判断するまで もなく、不開示としたことは妥当である。

サ 別表1の番号129及び別表2の番号1の文書は、法人の透明性及 び実質的支配者に係るガイダンス改訂の案及び連絡文書であると認め られる。

別表3の番号92の文書は、実質的所有者の透明性に関する調査依頼の文書及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、その様式、記載内容等に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

シ 別表3の番号4の文書は、テロ資金対策に係るG20へのFATF 報告書の案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号13の文書は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する FATF/GAFILAT専門家会合に関する文書及び連絡文書で あると認められる。

別表3の番号84の文書は、テロ資金供与に関する質問票及び連絡 文書であると認められる。

別表3の番号93の文書は、新たな資金供与リスクに関するプロジェクトの調査票及び連絡文書であると認められる。

別表 4 の番号 2 0 の文書は、テロ資金供与に関する質問票・結果報告書及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号39の文書は、テロ資金供与の犯罪化に関する文書及 び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)ないし(エ)に掲げる部分を除き、法務省等における検討及び協議に関する情報の記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明

書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表3の番号4, 13及び84並びに別表4の番号20及び39の文書のFATFのロゴマークが付されている文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書と認められ、別表3の番号93の文書のうちの連絡文書に添付された文書は、その記載内容及び上記(イ)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められる。そうすると、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (エ) 別表3の番号13の文書のうち、FATF/GAFILATのロゴマークが付されている文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させところ、諮問庁は、当該資料はFATF事務局からの依頼文書の一部であることから、当該部分についても、法5条3号及び5号に該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、諮問庁の上記説明と符合する 内容が記載され、これを否定することまではできず、上記(2)イ (エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号につい て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- ス 別表3の番号7及び12の文書は、新たな資金供与リスクに関する プロジェクトに関する文書及び連絡文書であると認められる。
 - (ア) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見、検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各連絡文書に添付された文書について検討するに、各添付文書は、その記載内容及び上記(ア)の連絡文書の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

セ 別表3の番号15の文書は、RBA(Risk Based Approach)ガイダンスの案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号16の文書は、資金移動業に関するRBAガイダンスの案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号17の文書は、RBAガイダンスの案及び連絡文書であると認められる。

(ア) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (イ) 当該各連絡文書に添付されている文書には、FATFのロゴマークが付されているところ、これらの文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- ソ 別表3の番号81の文書は、FATF2015年12月臨時会合に 関する資料及び連絡文書であると認められる。
 - (ア) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説 明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (イ) 当該連絡文書に添付されている文書には、FATFのロゴマークが付されているところ、当該文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (5) 別表の不開示理由④の文書(別表1の番号14及び別表4の番号25 の各文書)

標記各文書は、FATF関連の情報を含む文書に係る関係府省庁に対する情報公開請求に関する資料及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、関係府省庁からのFATF関連 の情報を含む文書に係る情報公開請求に関する資料及びこれに対する 対応についての確認依頼の連絡文書であり、下記イに掲げる部分を除き、上記の情報公開請求の対象文書及び関係府省庁による不開示部分の検討内容等についての具体的な記載があると認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、関係府省庁間における 検討段階の未成熟な情報が明らかとなる旨の不開示理由④の諮問庁 の説明は、これを否定することまではできず、今後のFATF関連 の情報を含む情報公開請求への対応において、率直な意見交換又は 意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるこ とから、法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもな く、不開示としたことは妥当である。

イ 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (6) 別表の不開示理由⑤の文書(別表1の番号15,21,62,109及び118,別表2の番号20ないし23,40ないし42,47ないし49,54ないし60,72ないし81及び88,別表3の番号2,14,21,27,29ないし34,38,48ないし55,59ないし64,86,88ないし90,94,103,104及び106ないし108並びに別表4の番号29ないし31,45ないし50,53及び55ないし85の各文書)
 - ア 別表1の番号21の文書は、FATF2013年6月全体(Plenary)会合の資料の一部であり、我が国の第6次フォローアップ 報告書の案であると認められる。

別表1の番号62の文書は、FATF2013年6月全体会合の議題の案であり、開催日別の議題及び会議予定等の記載が認められる。

別表1の番号109の文書は、FATF2013年10月全体会合の議題の案であり、開催日別の議題及び会議予定等の記載が認められる。

別表1の番号118の文書は、FATF2014年2月全体会合の 資料の一部として作成した第8次フォローアップ報告書及び事務局 ノート並びに連絡文書であると認められる。

別表2の番号21の文書は、FATF2014年6月会合RTMG (Risk, Trends and Methods Group, マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するリスク・傾向・

手法の分析。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所 及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号22の文書は、FATF2014年6月会合PDG (Policy Development Group,政策立案。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号23の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表2の番号40の文書は、法人の透明性及び実質的支配者に係る ガイダンス案に関する文書であると認められる。

別表2の番号41の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、2014年ないし2016年におけるFATFの 戦略に関する記載が認められる。

別表2の番号42の文書は、FATF2014年6月全体会合の資料の一部であり、FATFのガバナンス案等に関する記載が認められる。

別表2の番号47の文書は、FATF2014年10月会合PDG の資料の一部であり、別表6の通番31に掲げる部分を除き、仮想 通貨に係る取組提案等に関する記載が認められる。

別表2の番号49の文書は、FATF2014年10月全体会合の 資料の一部であり、別表6の通番32に掲げる部分を除き、FAT Fのガバナンス等に関する記載が認められる。

別表2の番号54の文書は、FATF2014年10月会合GNCG(Global Network CoordinationGroup。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号55の文書は、FATF2014年10月会合ECG (Evaluations and Compliance Group, 相互審査。以下同じ。)の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号56の文書は、FATF2014年10月会合ICR Gの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載 が認められる。

別表2の番号57の文書は、FATF2014年10月会合RTM Gの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載 が認められる。

別表2の番号58の文書は、FATF2014年10月会合PDG

の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が 認められる。

別表2の番号59の文書は、FATF2014年10月全体会合の 資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会 合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表2の番号72の文書は、FATF2015年2月会合ECGの 資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認 められる。

別表2の番号73の文書は、FATF2015年2月会合GNCGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表2の番号74の文書は、FATF2015年2月会合ICRG の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が 認められる。

別表2の番号75の文書は、FATF2015年2月会合PDGの 資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認 められる。

別表2の番号76の文書は、FATF2015年2月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表2の番号77の文書は、FATF2015年2月会合RTMG の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が 認められる。

別表2の番号78の文書は、FATF2015年2月会合ICRGに関連する資料であり、ICRGのプロセスの改定等に関する記載が認められる。

別表2の番号79の文書は、FATF2015年2月会合PDGに 関連する資料であり、NPOの悪用防止に関するベストプラクティ スペーパーの改正案等に関する記載が認められる。

別表2の番号80の文書は、FATF2015年2月会合PDGに 関連する資料であり、RBAガイダンス案等に関する記載が認められる。

別表2の番号81の文書は、FATF2015年2月会合RTMG に関連する資料であり、RTMGにおけるプロジェクトの見通し等 に関する記載が認められる。

別表2の番号88の文書は、FATF2015年2月全体会合に関連する資料及び参考資料であり、テロ資金供与策に係る提案等に関する記載が認められる。

別表3の番号2の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に係る調査報告書であると認められる。

別表3の番号14の文書は、FATF2013年10月全体会合の 資料の一部であり、他国のVTC (Voluntary Tax Compliance) プログラムに係る報告書である。

別表3の番号21の文書は、FATF事務局がFATF2015年 6月会合PDGの資料として作成したNPOの悪用防止に関するベストプラクティス・ペーパーの案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号27の文書は、FATF2015年2月全体会合の資料の一部であり、我が国に係る第12次フォローアップ報告書の案であると認められる。

別表3の番号29の文書は、FATF2015年6月会合ECGの 資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認 められる。

別表3の番号30の文書は、FATF2015年6月会合GNCGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号31の文書は、FATF2015年6月会合ICRG の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が 認められる。

別表3の番号32の文書は、FATF2015年6月会合PDGの 資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認 められる。

別表3の番号33の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表3の番号34の文書は、FATF2015年6月会合RTMG の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が 認められる。

別表3の番号38の文書は、FATF2015年6月全体会合の資料の一部であり、マレーシア相互審査報告書であると認められる。

別表3の番号48の文書は、FATF2015年10月会合GNC Gの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載 が認められる。

別表3の番号49の文書は、FATF2015年10月会合ICR Gの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載 が認められる。

別表3の番号50の文書は、FATF2015年10月会合PDG

の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が 認められる。

別表3の番号51の文書は、FATF2015年10月会合ECGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表3の番号52の文書は、FATF2015年10月会合RTM Gの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載 が認められる。

別表3の番号53の文書は、FATF2015年10月全体会合の 資料であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合の日 時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表3の番号54の文書は、FATF2015年6月会合ECGの 資料の一部であり、ECGの報告書であると認められる。

別表3の番号55の文書は、FATF2015年6月会合ECGの 資料の一部であり、第4次相互審査に係るイシュー(課題)につい ての文書であると認められる。

別表3の番号60の文書は、FATF2015年10月全体会合の 資料の一部であり、ECGの報告書であると認められる。

別表3の番号61の文書は、FATF2015年10月全体会合の 資料の一部であり、GNCGの報告書であると認められる。

別表3の番号62の文書は、FATF2015年10月全体会合の 資料の一部であり、ICRGの報告書であると認められる。

別表3の番号63の文書は、FATF2015年10月全体会合の 資料の一部であり、RTMGの報告書であると認められる。

別表3の番号64の文書は、FATF2015年10月全体会合の 資料の一部であり、PDGの報告書であると認められる。

別表3の番号103の文書は、FATF2016年2月全体会合の 資料の一部であり、2012年ないし2020年のFATFマンデートに関して、2016年に行った中間年の報告書の案であると認められる。

別表3の番号106の文書は、FATF2016年2月全体会合の 資料の一部であり、テロ資金対策に関するFATF戦略等に係る記 載が認められる。

別表3の番号107の文書は、FATF2016年2月全体会合の 資料の一部であり、テロ資金対策に関するFATF戦略の改訂等に 係る記載が認められる。

別表4の番号29の文書は、FATF2016年6月全体会合の資料の一部であり、透明性及び実質的所有者に関する提案等に係る記

載が認められる。

別表4の番号30の文書は、FATF2016年6月会合PDGの 資料の一部であり、FATF勧告5に関するガイダンス案等に関す る記載が認められる。

別表4の番号31の文書は、FATF2016年6月会合PDGの 資料の案の一部であり、テロ資金供与の犯罪化等に関する記載が認 められる。

別表4の番号45の文書は、FATF2016年10月全体会合の 資料の一部であり、全体会合の日時、場所及び議題の外、専門家会 合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表4の番号46の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が認められる。

別表4の番号47の文書は、FATF2016年10月会合ECG の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題等に関する記載が 認められる。

別表4の番号48の文書は、FATF2016年10月会合ECGの資料の一部であり、FATF勧告におけるメソドロジー(方法論)の改定等に関する記載が認められる。

別表4の番号49の文書は、FATF2016年10月会合PDGの資料の一部であり、FATF勧告5に関するガイダンス案等に関する記載が認められる。

別表4の番号50の文書は、FATF2016年10月会合PDG の資料の一部であり、テロ資金供与の犯罪化等に関する記載が認め られる。

別表4の番号53の文書は、FATF2016年10月全体会合に 関連する資料であり、FATF会合サマリー(結果概要)等に関す る記載が認められる。

別表4の番号55の文書は、FATF2017年2月会合ECG等の資料の一部であり、会合の日時、場所及び議題の外、専門家会合を含めた会合の日時及び会議室等に関する記載が認められる。

別表4の番号56の文書は、FATF2017年2月会合の資料の 一部であり、スウェーデン相互審査報告書であると認められる。

別表4の番号57の文書は、FATF2017年2月会合の資料の

一部であり、スウェーデン相互審査に関するKey Issues (重点事項)の文書であると認められる。

別表 4 の番号 5 8 の文書は、 F A T F 2 0 1 7 年 2 月会合の資料の 一部であり、スウェーデン相互審査に関する資料 (Summary of reviewer comments and asses sment team responses, レビュワーのコメント及び審査団の回答の要旨) であると認められる。

別表4の番号59の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、5年目フォローアップ審査に関する文書の案等 であると認められる。

別表4の番号60の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、FATF第4次相互審査における審査員に関す る文書であると認められる。

別表4の番号61の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、国際協力に関する情報提供等に関する記載が認 められる。

別表4の番号62の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、FATF勧告メソドロジー改訂等に関する記載 が認められる。

別表4の番号63の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATFの予算報告に関する文書であると認められる。

別表4の番号64の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、FATF及びFSRBによる共同審査報告書の 案であると認められる。

別表4の番号65の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、審査員選定に関するガイドラインであると認め られる。

別表4の番号66の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、FATF及びOECDのグローバル・フォーラ ムの相互審査プロセスに関する文書であると認められる。

別表4の番号67の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、FATFの第4次相互審査の概要に関する文書 であると認められる。

別表4の番号68の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、FATFのユニバーサル・プロセスの更新に関 する文書であると認められる。

別表 4 の番号 6 9 の文書は、 FATF 2 0 1 7 年 2 月会合 ECGの 資料の一部であり、 FATFの第 4 次相互審査に係るトレーニング に関する文書であると認められる。

別表4の番号70の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、相互審査の質及び一貫性に関するレビューに関 する文書であると認められる。

別表4の番号71の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、有効性審査の手法に関する文書であると認められる。

別表4の番号73の文書は、FATF2017年2月会合ECGの 資料の一部であり、FATF勧告メソドロジーの改訂に関する文書 であると認められる。

別表4の番号74の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、TREIN (Training and Research Institute,他国にあるFATFの研修機関)による報告書であると認められる。

別表4の番号75の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金供与対策に係る行動計画の進捗に関する 文書であると認められる。

別表4の番号76の文書は、FATF2017年2月会合RTMG の資料の一部であり、ISILへの資金供与に関する文書であると 認められる。

別表4の番号77の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、テロ資金対策に係る調査に関する文書であると認められる。

別表4の番号78の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、2012年ないし2020年の期間に係るFATF指令に関して、2016年に行ったFATF中間レビュー(中間年の報告)であると認められる。

別表4の番号79の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、透明性及び実質的所有権に関する文書であると認められる。

別表4の番号80の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATFのワークプランに関する文書であると認められる。

別表4の番号81の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、FATFのTREIN(研修機関)運営委員会に関する文書であると認められる。

別表4の番号82の文書は、FATF2017年2月全体会合の資料の一部であり、他国の相互審査に係るフォローアップ調査に関する文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATF会合の資料等であり、 下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、その様式及び記載内容 からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2) イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示とした ことは妥当である。

(イ) 別表1の番号118及び別表3の番号21の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該各文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表2の番号88の文書のうち、参考資料は、日本語訳の文書であるが、FATF2015年2月全体会合に関連する資料の概要等である旨の記載が認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- イ 別表2の番号48の文書は、ISILへの資金供与に係るプロジェクトに関する文書及び連絡文書であると認められる。
 - (ア) これを検討するに、当該文書は、下記(イ)の部分を除き、その 記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上 記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開 示としたことは妥当である。
- (イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説 明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 別表1の番号15の文書は、FATF2013年6月会合の資料の 一部であり、FATFのPEPs(Politically Exposed Persons)に係るガイダンスドラフトである。

別表2の番号20の文書は、特定の期間におけるFATFの会議予 定及び審査スケジュール等に関する文書であると認められる。

別表2の番号60の文書は、FATF2015年10月のFATF/G20における腐敗対策専門家会合(Experts Meeting on Corruption)の議題、資料(案)及びそれらを送付する旨のFATF事務局からの文書であると認められる。

別表3の番号59の文書は、FATF勧告5解釈ノート(改訂)の 案であると認められる。 別表3の番号86の文書は、テロ資金対策に係るFATF調査フォローアップに関する文書であると認められる。

別表3の番号88の文書は、FATF議長提案の内容が記載された 文書であると認められる。

別表3の番号89の文書は、FATF事務局が作成したテロ資金供与に関する質問票(確定版)であると認められる。

別表3の番号90の文書は、FATF2015年12月臨時会合の 資料の一部を事後的に修正したものであり、FATF議長サマリー に関する記載が認められる。

別表3の番号94の文書は、FATF2015年12月臨時全体会合の資料の一部を事後的に修正したものであり、FATF議長サマリーに関する文書であると認められる。

別表3の番号104の文書は、FATFのECGによる報告の案であると認められる。

別表3の番号108の文書は、FATFプレナリー(全体)会合の 結果の案であると認められる。

別表4の番号72の文書は、非営利団体へのFATF勧告実施に関する文書の案であると認められる。

別表4の番号83の文書は、FATFのCNCGによる報告の案であり、FATF事務局の作成段階の文書案であると認められる。

別表4の番号84の文書は、FATFのECGによる報告の案であると認められる。

別表4の番号85の文書は、FATFのICRGによる報告の案であると認められる。

これを検討するに、当該各文書は、FATF会合に関する資料及びFATF事務局からの照会等に関する文書であり、その記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (7) 別表の不開示理由⑥の文書(別表1の番号17,19,66及び13 2の各文書)
 - ア 別表1の番号17の文書は、我が国がFATFに提出した第6次フォローアップ報告書及びその日本語訳した文書であると認められる。 別表1の番号19の文書は、上記第6次フォローアップ報告書の添付資料等及び連絡文書であると認められる。
 - (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)に掲げる部分を除き、第6次フォローアップ報告書、その日本語訳した文書及びその添付資料等であり、上記(2)エ(ウ)と同様の理由により、法5

条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表1の番号19の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該部分は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- イ 別表1の番号66の文書は、別表1の番号65の文書のFATF会合での発言要領の確定版であり、当該文書のうち別表6の通番12に掲げる部分を除く部分には、FATFから指摘のあった事項への対応に向けた調整過程等の極めて機微な事項の記載が認められ、これを公にすると、他国又はFATF事務局の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- ウ 別表1の番号132の文書は、FATF2014年2月会合における我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組について記載したフォローアップ報告の結果に関する文書及び連絡文書であり、報告結果文書には、同会合における各国の意見等が記載されていると認められる。
- (ア) これを検討するに、当該文書は、下記(イ)の部分を除き、我が 国の取組に関するFATF会合での他国の意見等の記載が認められ、 上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不 開示としたことは妥当である。
- (イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説 明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表の不開示理由⑦の文書(別表1の番号22の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団の訪日予定期間中における関係府省庁の幹部職員の予定についての関係府省庁からの文書及びその参考資料並びに連絡文書と認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イ及びウに掲げる部分を除き、 FATFハイレベル使節団との面談対応者に関する記載が認められ、 これらを公にすることにより、今後のFATFへの対応に係る関係府 省庁の検討体制も明らかになるため、法5条5号に該当すると認めら れ、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当 である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- ウ 当該文書のうち、参考資料として添付されたFATF会合資料について検討するに、当該部分は、FATFハイレベル使節団が派遣された他国についての報告書であり、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (9) 別表の不開示理由⑧の文書(別表1の番号23,67,111及び130,別表2の番号27及び61,別表3の番号35,56,58,82,83及び99,別表4の番号28,41及び54並びに別表5の番号5の各文書)

別表1の番号23及び67の文書は、FATF2013年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表1の番号111の文書は、FATF2013年10月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表1の番号130の文書は、FATF2014年2月会合への我が 国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対 応に関する記載が認められる。

別表2の番号27の文書は、FATF2014年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表2の番号61の文書は、FATF2014年10月会合への我が 国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対 応に関する記載が認められる。

別表3の番号35の文書は、FATF2015年6月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表3の番号56の文書は、FATF2015年10月会合への我が 国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対 応に関する記載が認められる。

別表3の番号58の文書は、FATF2015年10月会合への我が 国の対処方針案に関する文書であり、法務省等における対応に関する記 載が認められる。

別表3の番号82の文書は、FATF2015年12月臨時会合への 我が国の対処方針案及び他国作成の提案資料等を含む他国との担当者会 議に関する文書並びに連絡文書であり、法務省等における対応に関する 記載が認められる。

別表3の番号83の文書は、FATF2015年12月臨時会合への 我が国の対処方針案に関する文書であり、法務省等における対応に関す る記載が認められる。

別表3の番号99の文書は、FATF2016年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表4の番号28の文書は、FATF2016年6月会合への我が国の対処方針案等に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表4の番号41の文書は、FATF2017年10月会合への我が 国の対処方針案及び参考資料に関する文書並びに連絡文書であり、法務 省等における対応に関する記載が認められる。

別表4の番号54の文書は、FATF2017年2月会合への我が国の対処方針案に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応に関する記載が認められる。

別表5の番号5の文書は、FATF2017年6月会合への我が国の 対処方針案等に関する文書及び連絡文書であり、法務省等における対応 に関する記載が認められる。

ア これを検討するに、当該各文書は、FATF会合等への我が国の対応方針案及び連絡文書であり、下記イないし工に掲げる部分を除き、 同会合への対処方針等に関する記載が認められ、当該部分を用いて関係府省庁間において協議及び検討等を行ったものと認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、今後のFATF会合の対応方針の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由®の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号23,67,111及び130,別表2の番号27及び61,別表3の番号35,56,82及び99,別表4の番号28,41及び54並びに別表5の番号5の各文書のうち,連絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1)セにおいて,当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- ウ 別表3の番号82の文書のうち、他国のFATF担当者との電話会議の資料及びその結果概要には、FATFにおける検討事項及びそれに対する各国担当者の率直な意見等の記載が認められ、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- エ 別表4の番号41の文書のうち、参考資料には、FATFからの他国に対する声明案等が記載されていることが認められ、これらを公にすると、FATF事務局との信頼関係を損なうおそれがある旨の不開示理由®の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (10) 別表の不開示理由⑨の文書(別表1の番号24の文書) 標記文書は、他国に駐在する大使から外務大臣へ宛てた文書であり、 当該他国におけるFATF2013年6月会合に向けた取組等を記載し た文書であると認められ、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法 5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (11)別表の不開示理由⑩の文書(別表1の番号25の文書) 標記文書は、参議院議員選挙期間中の法務省幹部への報告案件等が記載された文書及び連絡文書であると認められる。
 - ア 当該文書のうち、下記イに掲げる部分を除く部分について、諮問庁は、補充理由説明書(1) キにおいて、当該報告案件文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該報告案件は、法務省が当該期間中に行う予定であった事務の概要及び当該事務の報告対象に関する記載が認められ、これらを公にすると、これらの報告事項に係る組織的な処理体制及び情報共有の範囲等が明らかになり、法務省における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明を否定することまではできず、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書

(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (12) 別表の不開示理由⑪の文書(別表1の番号26,27及び70の各文書)
 - ア 別表1の番号26の文書は、公電であって、FATF事務局と我が 国担当者との間で行ったFATFハイレベル使節団来日に関する協議 の概要を記載した文書であると認められる。

これを検討するに、当該文書を公にすると、FATFハイレベル使節団の来日目的や、FATF事務局が希望する当該使節団の活動内容等が明らかになることから、FATF事務局との信頼関係を損なうおそれがあるのみならず、今後の同種の交渉の柔軟性を損なうことになり、ひいては交渉上の不利益を被るおそれがあることは否定できない。

したがって、当該文書は、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれや他国との交渉上不利益を被るおそれがあると 行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- イ 別表1の番号27の文書は、①FATFハイレベル使節団来日に関する文書及び②上記アの文書並びに③連絡文書であると認められ、上記②については、上記アにおいて既に検討していることから、この部分を除き、以下、検討することとする。
- (ア)上記①の文書には、上記アの文書を前提としたFATFハイレベル使節団の活動内容等についての関係府省庁間における調整に係る記載が認められ、これを公にすると、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑪の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (イ)上記③の連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- ウ 別表1の番号70の文書は、FATF事務局と我が国担当者とで行

ったFATFハイレベル使節団来日に関する協議の概要を記載した文書であり、別表1の番号27の文書の一部であると認められることから、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表の不開示理由⑫の文書(別表1の番号28の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び 経歴等が具体的に記載された資料であると認められる。

当該文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、これらを公にすることにより、詳細事項を明らかにしていないFATFハイレベル使節団との面談内容等を推認されるおそれがあり、法務省では、国際機関の職員について、局長級以上の場合には公表慣行があるものとしており、当該国際機関の職員は局長級以上には該当せず、局長級以上のハイレベル使節団メンバーについては、第406号及び第607号において開示している旨補足して説明する。

これを検討するに、上記諮問庁の説明は、これを否定することまではできず、当該文書は、これらを公にすることにより、国際機関等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (14) 別表の不開示理由⑬の文書(別表1の番号32,35,40,42,48,49,51,54ないし56,58,60,61及び76の各文書)
 - ア 別表1の番号32及び40の文書は、ハイレベル使節団に対して提示するアクションプラン案及びハイレベル使節団への応答要領案等並びに連絡文書であると認められる。

別表1の番号35の文書は、FATFハイレベル使節団来日についての想定問答案等及び連絡文書であり、想定問答案等には、関係省府省庁における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号49の文書は、アクションプラン案の英語訳付き文書 及び連絡文書であり、法務省等の意見の記載が認められる。

別表1の番号60の文書は、別表6の通番11の部分を除き、FATFハイレベル使節団に対する発言要領、応答要領案及び挨拶案並びに連絡文書であり、法務省等の修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号61の文書は、アクションプラン案及びハイレベル使 節団応答要領案並びに連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、FATFハイレベル使節団来 日の際の発言要領、応答要領、アクションプラン案及び連絡文書で あり、下記(イ)に掲げる部分を除き、当該発言要領、応答要領及びアクションプランの担当省庁等の割り振り並びに修正及び意見等の記載が認められ、これらを公にすることにより、今後のFATF相互審査に向けた政策調整において、関係省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由⑬の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表1の番号42,51,54ないし56及び58の文書は、FATFハイレベル使節団についての官邸説明資料案等及び連絡文書であり、法務省等における修正及び意見等の記載が認められる。

別表1の番号48の文書は、FATFハイレベル使節団についての 関係府省庁打合せの資料案及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、FATFハイレベル使節団に ついての官邸説明資料等及び連絡文書であり、下記(イ)に掲げる 部分を除き、当該事案について、法務省等における修正及び意見に 関する記載が認められ、上記(2)イ(ア)と同様の理由により、 法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開 示としたことは妥当である。
- (イ) 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- ウ 別表1の番号76の文書は、別表6の通番15の部分を除き、FATFハイレベル使節団の応対に関する文書、来日した際の結果が記載された文書等及び連絡文書であると認められる。
- (ア) 当該文書のうち、FATFハイレベル使節団の応対に関する文書 には、FATFハイレベル使節団の来日中の面談、会合及びそれに

伴う日本側の応対等についての記載が認められ、これらを公にすると、FATFハイレベル使節団の規模並びにFATFハイレベル使節団が行った面談及び会合等の内容が明らかとなり、その結果として、FATF事務局の活動や関心事項が明らかとなり、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑬の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、FATFハイレベル使節団公式ディナーに関する文書については、公式ディナーの開催日時、参加者及び座席等に関する記載が認められる。

そうすると、上記文書を公にすると、特定の出席者が集まっていたということが明らかにされること自体が我が国の交渉状況を明らかにすることと同様の結果を招来し、FATF対応に係る我が国の関係者の範囲及び関与の状況が推認できる可能性があると認められることから、我が国が交渉上の不利益を被るおそれがある旨の不開示理由③の諮問庁の説明は否定し難く、当該文書の全部は、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 当該文書のうち、FATFハイレベル使節団との会合記録については、FATF事務局からの意見の記載が認められるが、諮問庁によると、FATF事務局に会合記録を公開することについての確認を行ったことはないとのことであり、当該部分を公にすると、FATF事務局が公開されることを予定せずに行った忌たんない発言が一般的に公開されることになるとの疑念を持たれ、信頼関係を損なうこととなり、ひいてはこれまでの信頼関係に基づいて入手していた情報が取得困難になるなどの交渉上の不利益を被るおそれがあると認められる。

そうすると、当該部分を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (エ) 当該文書に記載されたFATFハイレベル使節団メンバーの氏名, 顔写真及び経歴等のうち、別表6の通番15に掲げる部分を除く部 分は、別表1の番号28の文書の日本語訳であると認められ、上記 (13)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号につ いて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (オ) 当該文書のうち、FATF事務局からの文書を検討するに、当該

文書は、FATF事務局から我が国に宛てた文書であり、その内容等を公にすることにより、他国又はFATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑬の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (カ) 当該文書のうち、法務大臣説明資料部分については、当該部分は、 FATFハイレベル使節団の訪日結果に関する極めて機微な事項に わたる情報の記載が認められ、上記(2)カ(ウ)と同様の理由に より、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、 不開示としたことは妥当である。
- (キ) 当該文書のうち、記者会見想定に関する文書について、以下検討するに、当該文書は、法務省内で作成した想定問答案であり、当該文書を用いて、法務省において協議及び検討を行ったものと認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、法務省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ク) 当該文書のうち、その余の部分である連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (15) 別表の不開示理由⑭の文書(別表1の番号33,37,73,115,133及び134,別表2の番号33,68及び86,別表3の番号28,36,43,47,65,72,85及び100並びに別表4の番号32,51及び86の各文書)
 - ア 別表1の番号33,37及び73の文書は、FATF2013年6 月会合の模様の記録案であり、別表6の通番6,7及び13に掲げる 部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、 同会合の概要の記載があると認められる。

別表1の番号115の文書は、FATF2013年10月会合の模様の記録案及び連絡文書であり、別表6の通番17に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表1の番号133及び134の文書は、FATF2014年2月 会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番18及び 19に掲げる部分を除く部分には、他国の報告及び意見等を含め同 会合の結果概要等の記載が認められる。

別表2の番号33の文書は、FATF2014年6月会合の模様の 記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番25に掲げる部分を除 く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め同会合の 結果概要等の記載があると認められる。

別表2の68の文書は、FATF2014年10月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番33に掲げる部分を除く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると記載が認められる。

別表3の番号28の文書は、FATF2015年2月会合の模様の 記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番35に掲げる部分を除 く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合 の結果概要等の記載があると認められる。

別表3の番号36の文書は、FATF2015年6月会合の模様の 記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番36に掲げる部分を除 く部分には、会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の 結果概要等の記載があると認められる。

別表3の番号47の文書は、FATF2015年6月会合の模様の記録案及び同記録案を送付した公電であり、別表6の通番38に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載及び当該記録の送付に関する事項の記載が認められる。

別表3の番号65の文書は、FATF2015年10月会合の模様の記録及び連絡文書であり、別表6の通番39に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表3の番号85の文書は、FATF2015年12月臨時会合の模様の記録案等及び連絡文書並びに同記録を送付した公電であり、別表6の通番45に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告意見等を含め、同会合の結果概要等の記載及び当該記録についての取扱いに関する記載が認められる。

別表3の番号100の文書は、FATF2016年2月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番46に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると記載が認められる。

別表4の番号32の文書は、FATF2016年6月会合の模様の 記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番48に掲げる部分を除 く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合 の結果概要等の記載があると認められる。

別表4の番号51の文書は、FATF2016年10月会合の模様の記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番51に掲げる部分を除く部分には、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の結果概要等の記載があると認められる。

別表4の番号86の文書は、FATF2017年2月会合の模様の 記録案等及び連絡文書であり、別表6の通番52に掲げる部分を除 く部分は、同会合における他国の報告及び意見等を含め、同会合の 結果概要等の記載があると認められる。

(ア) 当該各文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) エにおいて、諮問庁は、法5条5号にも該当する旨説明する。

これを検討するに、下記(イ)ないし(工)に掲げる部分を除き、 当該不開示維持部分は、今後のFATF対応に資するため、関係府 省庁間において、FATF会合での各国の意見や指摘事項を整理し、 検討したものであり、その目的のため、関係府省庁のFATFへの 関心事項や着眼点が率直に反映されたものとなっており、これらを 公にすると、関係府省庁の関心事項等が明らかとなり、それを記録 することをちゅうちょする等して、今後のFATF対応における十 分な議論、意思疎通に支障を来し、率直な意見の交換が不当に損な われるおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法5条5 号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とした ことは妥当である。

(イ) 別表1の番号115,133及び134,別表2の番号33及び68,別表3の番号28,36,65,85及び100並びに別表4の番号32,51及び86の各文書のうち,連絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1)セにおいて,当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表3の番号47及び番号85の各文書のうち、公電については、 上記(2) イ(ウ) と同様の理由により、法5条3号に該当し、同 条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であ る。

- (エ) 別表2の番号33並びに別表4の番号32及び51の各文書のうち、FATF会合の会議名称欄(英文)及びFATF会合模様の添付資料について検討するに、当該部分は、FATF会合模様に付属する資料であると認められ、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の内容が推認される可能性があると認められることから、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑭の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- イ 別表2の番号86の文書は、FATF2015年2月全体会合の結果速報案等及びその参考資料並びに連絡文書であると認められる。

別表3の番号43の文書は、FATF2015年6月全体会合の結果速報案等であると認められる。

別表3の番号72の文書は、FATF2015年10月全体会合の 結果速報案等及び連絡文書であると認められる。

- (ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、FATF全体会合における議論の結果の速報であり、その概要が記載されていると認められ、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の概要が推認される可能性があると認められることから、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑭の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (イ) 別表2の番号86及び別表3の番号72の文書のうち、連絡文書 について、諮問庁は、補充理由説明書(1) セにおいて、当該文書 は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 別表2の番号86の文書のうち、参考資料の文書は、2015年 FATF2月全体会合の議論において指摘された事項等及びその対応について記載された文書であり、これらを公にすると、原則非公開とされているFATF会合の議論の内容が推認される可能性があると認められることから、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由⑭の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (16) 別表の不開示理由®の文書(別表1の番号34の文書) 標記文書は、G20の財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明案(コ

ミュニケ案)及び連絡文書であると認められる。

ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、当該会議において検討された共同声明案であり、マネーロンダリング・テロ資金供与対策等に関する記載が認められる。

国際会議における検討中の共同声明案は、一般的に、公開を前提とはしていないものであり、国際会議参加国等も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。そうすると、当該文書を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (17) 別表の不開示理由⑯の文書(別表1の番号36,50,106,108及び117,別表2の番号43,別表3の番号18,77,96及び98,別表4の番号11ないし13並びに別表5の番号7の各文書)標記各文書は、FATFのMONEYVAL(欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合)及びFATF第4次審査等に関連した複数の他国との国際協力に関する情報提供(実績等)が記載された文書並びに連絡文書であると認められる。
 - ア これを検討するに、当該各文書は、下記イに掲げる部分を除き、FATF事務局からの照会に対する回答及び回答に用いた参考資料と認められることから、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
 - イ 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(18) 別表の不開示理由⑰の文書(別表1の番号43の文書) 標記文書は、FATF議長から担当大臣に宛てた文書等であり、FA TF事務局における日本の取組に関しての認識に関する記載が認められる。

これを検討するに、当該文書は、別表6の通番9に掲げる部分を除き、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑰の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(19) 別表の不開示理由⑱の文書(別表1の番号45の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団メンバーの氏名、顔写真及び経歴等が具体的に記載された別表1の番号28の文書を日本語訳した文書であると認められ、上記(13)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(20) 別表の不開示理由⑲の文書(別表1の番号52の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団来日に際して行われた公式ディナーの我が国の出席予定者及び当該出席者に関する文書並びに連絡文書であると認められる。

- ア これを検討するに、当該文書は、下記イの部分を除き、当該公式ディナーの関係府省庁の出席予定者及び公式ディナーに関する記載が認められ、上記(14)ウ(イ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(21)別表の不開示理由⑩の文書(別表1の番号53の文書)

標記文書は、FATFハイレベル使節団の訪日スケジュール案の変更に関する文書及び連絡文書であると認められる。

ア 標記文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) クにおいて、 法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、標記文書は、下記イに掲げる部分を除き、変更後のFATFハイレベル使節団の訪日スケジュール案の記載が認められ、これを公にすると、法務省に直接関係しない情報についてやり取りをすることを差し控え、関係府省庁との間の迅速で円滑な情報共有等が困難になり、その結果、今後のFATF対応について、

関係府省庁からの連絡等が遅延したり、法務省が正確な情報を入手できなくなったり、FATF対応に係る情報の取得といった法務省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記諮問庁の説明は否定し難く、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (22) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号57,71,74,89 及び107,別表2の番号52,別表4の番号1ないし4並びに別表5 の番号1及び2の各文書)
 - ア 別表1の番号57の文書は、FATFのWEGI (評価・履行作業 部会)における第4次相互審査評価基準書(日本語訳)及び連絡文書 であると認められる。

別表1の番号71及び74の文書は、FATFの声明文(仮訳)及び国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善継続プロセス(仮訳)並びに連絡文書であると認められる。

別表1の番号89の文書は、FATF声明文(仮訳),国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善継続プロセス(仮訳)及び仮訳の確認に用いる資料並びに連絡文書であると認められる。

別表1の番号107の文書は、テロ資金提供処罰関係の法案(英語 仮訳)及び連絡文書であると認められる。

別表2の番号52の文書は、国家公安委員会ウェブサイトへの掲載 資料案及び連絡文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該各文書は、下記(イ)及び(ウ)に掲げる部分を除き、当該文書案について法務省等で検討等を行ったものであり、関係府省庁において協議及び検討等を行った文書と認められる。

そうすると、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の確認及び検討において、関係府省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書

(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ウ) 別表1の番号89の文書のうち、FATFのロゴマーク入りの文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1) ウにおいて、当該文書は法5条3号にも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書は、その様式及び記載内容からFATF事務局が作成した文書であると認められることから、当該各文書は、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別表4の番号1の文書は、平成29年度概算要求額(FATF分担金)及び平成29年度APG分担金関係省庁要求額内訳(案)であると認められる。

別表4の番号2の文書は、府省庁別平成29年度分担金・拠出金概算要求額の記載がある文書及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号3の文書は、法務省等から国際機関への拠出金・出資金等の記載がある文書及び連絡文書であり、別表6の通番47に掲げる部分を除き、関係府省庁において、国際機関への拠出金・出資金等に関する報告書について検討等を行った文書であると認められる。

別表4の番号4の文書は、省庁別の2017年OECD分担金額が 記載された文書及び連絡文書であると認められる。

別表5の番号1の文書は、平成28年度行政事業レビューの案であり、法務省内でその内容の確認及び検討等を行った文書であると認められる。

別表5の番号2の文書は、平成28年度行政事業レビューの案の添付資料及び連絡文書であり、別表6の通番53に掲げる部分を除き、 法務省内でその記載内容の確認等を行った文書であると認められる。

(ア) これを検討するに、当該不開示維持部分は、FATFに係る予算額及びFATFに係る事業についての行政事業レビューに関する文書であり、下記(イ)に掲げる部分を除き、法務省において、関係府省庁からの文書について、その記載内容を検討した文書であると認められ、これらを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、関係府省庁間における率直な意見交換や意思決定の中立

性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあると認められることから、法 5 条 5 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(イ) 別表4の番号2ないし4及び別表5の番号2の各文書ののうち, 連絡文書について,諮問庁は,補充理由説明書(1)セにおいて, 当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(23) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号59,69及び81の各文書)

別表1の番号59の文書は、公電であり、当該他国から我が国に対して行われたFATFへの新規加盟要請に関する文書であると認められる。 別表1の番号69の文書は、他国から我が国に対して送付されたFATFへの新規加盟要請に関する文書であると認められる。

別表1の番号81の文書は、公電であり、他国から我が国に対して行われたFATFへの新規加盟要請に関する文書であると認められる。

これを検討するに、当該各文書には、他国から我が国に対して行われたFATFへの新規加盟要請に関する記載があり、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(24)別表の不開示理由②の文書(別表1の番号68の文書)

標記文書は、FATF2015年6月会合の対処方針案であり、会合の日程、議題及び内容、我が国の出席者並びに対応方針等が記載されていると認められる。

当該文書について、諮問庁は、補充理由説明書(1)力において、上記(9)アの不開示理由と同様に、法5条5号にも該当する旨説明する。これを検討するに、当該文書は、FATF会合の対応方針等について、法務省等において検討を行った文書であり、これらを用いて関係府省庁間において協議及び検討を行ったものと認められ、上記(9)アと同様の理由により、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(25) 別表の不開示理由②の文書(別表1の番号82の文書)

標記文書は、公電であり、他国のFATFグレイリストからの削除要請に関する状況についての報告であると認められる。そうすると、これを公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、

法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(26) 別表の不開示理由您の文書(別表1の番号85の文書) 標記文書は、公電であり、FATFに関する我が国の取組の説明に対する他国の意見等の記載がある文書であると認められる。そうすると、 上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(27)別表の不開示理由®の文書(別表2の番号3及び別表3の番号11 0の各文書)

標記各文書は、我が国のテロ資金対策についての他国からの質問事項及びこれに対する回答案に関する文書並びに連絡文書であり、別表6の通番20に掲げる部分を除き、その内容を法務省等で検討したものであると認められる。

- ア これを検討するに、当該各文書は、他国からの照会に対する回答案であり、下記イの部分を除き、法務省等において検討を行ったものであり、これらを用いて、関係府省庁間において協議及び検討を行ったものと認められ、これらを公にすることにより、今後の同種の照会に対する回答の議論において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(28) 別表の不開示理由②の文書(別表2の番号7の文書)

標記文書は、別表6の通番21に掲げる部分を除き、統合型リゾート(IR)に係るマネー・ローンダリング対策を含む詳細な制度設計について記載された文書及び連絡文書であると認められる。

- ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イの部分を除き、これを公にすることにより、関係府省庁において検討段階である未成熟な情報が明らかとなり、今後の同種の議論において、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じるおそれがある旨の不開示理由②の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書

(1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(29) 別表の不開示理由⑧の文書(別表2の番号8の文書)

標記文書は、関係府省庁からのFATF関連の情報を含む文書に係る情報公開請求の対応についての検討文書及び連絡文書であると認められる。

- ア これを検討するに、当該文書は、下記イの部分を除き、上記の情報 公開請求の対象文書及び関係府省庁による不開示部分の検討内容等に ついての具体的な記載があると認められる。そうすると、上記(5) アと同様の理由により、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥 当である。
- イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(30) 別表の不開示理由29の文書(別表2の番号31及び別表4の番号43の各文書)

別表2の番号31の文書は、FATF2014年6月会合の結果速報 を伝達した公電であり、同会合の結果等の記載が認められる。

別表4の番号43の文書は、FATF2016年10月会合結果の速報及び連絡文書であり、別表6の通番49に掲げる部分を除き、同会合の結果等の記載が認められる。

- ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イに掲げる部分を除き、FATF会合における議論の内容の記載が認められ、上記(15)イ(ア)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- イ 別表4の番号43の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補 充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該 当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 3 号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(31)別表の不開示理由⑩の文書(別表2の番号44の文書)

標記文書は、FATF議長から我が国のFATF担当大臣に宛てた文書(日本語仮訳を含む。)及び連絡文書であり、別表6の通番30に掲げる部分を除き、FATFからの我が国に対する措置等の記載が認められる。

- ア これを検討するに、当該不開示維持部分は、下記イに掲げる部分を除き、我が国のFATF勧告への対応状況についてのFATFの見解等の記載が認められ、これを公にすることにより、FATF事務局との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被るおそれがある旨の不開示理由⑩の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (32) 別表の不開示理由③の文書(別表2の番号45及び50の各文書)標記各文書は、公電であり、FATF議長との面談結果等の記載が認められ、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (33) 別表の不開示理由®の文書(別表3の番号8の文書) 標記文書は、次期FATF副議長のノミネート(候補)に関する文書 及び連絡文書であると認められる。
 - ア これを検討するに、当該文書は、次期FATF副議長候補に関する 文書であり、下記イに掲げる部分を除き、国際機関の役員の選考の過程等に関する情報の一部と認められ、一般的に、同種の情報について、 我が国が公にしている情報を除いては、公開を前提とはしていないも のであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が 前提となっているものと考えられる。

したがって、これらの情報を公にした場合、我が国が国際機関における役員の選考に関する情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなる可能性があると認められることから、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由③②の諮問庁の説明は否定し難く、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥

当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(34) 別表の不開示理由③の文書(別表3の番号9,76及び112並び に別表4の番号5,7,9及び10の各文書)

別表3の番号9の文書は、テロ資金対策強化に向けたG7の取組の案及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号76の文書は、他国が作成したG20におけるテロに関する声明案(日本語仮訳を含む。)及び連絡文書であると認められる。

別表3の番号112の文書は、テロ資金対策に関するG7行動計画の 案及び連絡文書であると認められる。

別表4の番号5,7及び10の文書は、テロ資金対策に関するG7行動計画の案及びその関係資料並びに連絡文書であると認められる。

別表4の番号9の文書は、他国からのG7会合における優先事項に係る案及び連絡文書であると認められる。

- ア これを検討するに、当該各文書は、G7又はG20の会合に向けて作成された文書であり、下記イに掲げる部分を除き、当該各文書には法務省等の意見及び他国の意見等が記載されており、当該部分を公にすると、国際枠組みにおける各国担当者の交渉姿勢及び主張の内容等が明らかになる可能性があると認められることから、他国又は国際機関との信頼関係を損なうおそれがある旨の不開示理由③の諮問庁の説明は否定し難く、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- イ 当該各文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(35) 別表の不開示理由34の文書(別表3の番号10の文書)

標記文書は、国際会議に向けた事前調整のための非公開のFATF担当者会議に関する概要をまとめた文書であり、日時、場所、出席者及び

他国担当者の発言内容を含む会議の概要が記載されていると認められる。 これを検討するに、日時、場所及び出席者については、上記(14) ウ(イ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、他国担当者の発言 内容を含む会議の概要については、上記(2)イ(ウ)と同様の理由に より、同号に該当することから、標記文書を不開示としたことは妥当で ある。

(36) 別表の不開示理由③の文書(別表3の番号40,44及び46の各文書)

別表3の番号40の文書は、他国大使館員との面談結果に係る文書及 び連絡文書であり、当該他国からの協力要請についての記載が認められ る。

別表3の番号44の文書は、公電であり、他国の在京大使館員との面 談結果についての記載が認められる。

別表3の番号46の文書は、公電であり、他国の担当者との面談結果 の記載が認められる。

- ア これを検討するに、当該各文書は、下記イに掲げる部分を除き、他 国からの協力要請や我が国の対応に関する他国の意見等の記載があり、 上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開 示としたことは妥当である。
- イ 別表3の番号40の文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補 充理由説明書(1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該 当する旨説明する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(37) 別表の不開示理由③の文書(別表3の番号87,101,102及び105の各文書)

別表3の番号87及び101の文書は、FATF事務局の報道発表資料案であると認められる。

別表3の番号102の文書は、FATF及びCIFGのコミュニケ案 (公式声明書案)であると認められる。

別表3の番号105の文書は、他国に対するFATFのステートメント案(声明案)であると認められる。

ア 標記各文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認 させたところ、諮問庁は、当該各文書は、FATFウェブサイトで公 表されている文書の検討段階のものであり、検討段階の文書を公にす ることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれが ある旨説明する。

- イ これを検討するに、上記アの諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、検討段階の文書は、通常、国際機関との関係で公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられる。そうすると、我が国が国際機関から得た情報を安易に公開するという認識が諸外国に広まることとなり、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (38) 別表の不開示理由③の文書(別表3の番号91の文書)

標記文書は、他国が提案したテロ資金供与対策に係るフレームワークの提案に関する文書であると認められる。そうすると、これを公にすることにより、国際枠組みにおけるテロ資金対策等の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の不開示理由③の諮問庁の説明は否定し難く、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(39) 別表の不開示理由®の文書(別表3の番号97及び別表4の番号1 4の各文書)

別表3の番号97の文書は、公電であり、国際会議における我が国の テロ対策に向けた取組に関する他国の担当者の意見が記載されている文 書であると認められる。

別表4の番号14の文書は、公電であり、FATF2016年2月会合における我が国のFATFの勧告5に対する対応に関する他国の担当者のコメントが記載されていると認められる。

これを検討するに、当該各文書には、我が国の対応に関する他国の意見等が記載されており、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(40) 別表の不開示理由39の文書(別表3の番号111の文書)

標記文書は、①国連安保理における特定国に対する安保理決議案(日本語仮訳あり)及び②当該案に基づく措置への我が国の対応案等を記載した文書であると認められる。

これを検討するに、当該文書のうち、上記①は、通常、国際機関との関係で公開を前提とはしていないものであり、国際機関も当然秘匿されるものであるという期待と信頼が前提となっているものと考えられ、上記(37)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

また、当該文書のうち、上記②は、関係府省庁において、今後の特定 国への対応等を検討した文書であり、当該文書を公にすることにより、 関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の不開示理由③の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当すると認められ、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (41)別表の不開示理由⑩の文書(別表4の番号16の文書) 標記文書は、他国からの面会要請に関する文書及び連絡文書であると 認められる。
 - ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、他国から我が国に対する照会事項等が記載されており、これを公にすると、他国の関心事項が明らかとなると認められることから、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。
 - イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (42) 別表の不開示理由④の文書(別表4の番号18の文書) 標記文書は、関係府省庁の意見が記載された2016年のOECDビジネス・金融アウトルックの一部に関する文書及び連絡文書であると認められる。
 - ア これを検討するに、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、OECDから発出される文書案の一部を関係府省庁で検討した文書であり、関係府省庁の意見等の記載が認められ、これを公にすることにより、今後の同種の文書の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の不開示理由④の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
 - イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(43) 別表の不開示理由@の文書(別表4の番号23の文書)

標記文書は、①実質的所有者(Beneficial Owners hip)に関する文書及び②実質的所有者に関するFATFからG20への報告書案並びに連絡文書であると認められる。

- ア これを検討するに、当該文書は、実質的所有者についての今後の対応に関する文書であり、下記イ及びウに掲げる部分を除き、法務省等の修正及び意見等の記載が認められ、これを公にすることにより、今後の同種の検討において、関係府省庁間の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の不開示理由④の諮問庁の説明は否定し難く、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1) セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号 について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- ウ 当該文書のうち、上記②の実質的所有者に関するFATFからG20への報告書案について検討するに、当該部分は、上記イの連絡文書及び当該報告書案の記載内容に鑑みると、FATF事務局が作成した文書であると認められ、上記(2)イ(エ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (44) 別表の不開示理由④の文書(別表4の番号44の文書)

標記文書は、非公開のFATF専門家会議の概要等が記載された文書 及びその参考資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書は、別表6の通番50に掲げる部分を除き、当該会議における他国の意見等の記載が認められ、上記(2)イ(ウ)と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (45) 別表の不開示理由④の文書(別表4の番号88の文書) 標記文書は、他国主催の金融インテリジェンス共有プログラムのイベントに関する文書及び連絡文書である。
 - ア これを検討するに、当該プログラム自体は、ウェブサイト等で公表されていることが認められたので、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該プログラムは公表されているが、上記イベントについては公にされていないものであり、当該イベントについて照会があった事実を公にすると、他国と

の信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当する旨 説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該文書は、下記イに掲げる部分を除き、これらを公にすることにより、公にされていない上記イベントについて他国から照会があったという事実を明らかにすることとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 当該文書のうち、連絡文書について、諮問庁は、補充理由説明書 (1)セにおいて、当該文書は法5条6号柱書きにも該当する旨説明 する。

これを検討するに、当該文書には、意見及び検討結果等を含む連絡 内容並びに担当者の氏名の記載が認められ、上記(2)ア(イ)と 同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条3号について 判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)ア審査請求人の意見書1(上記第2の2(2))におけるFATF 事務局作成の会合文書、未成熟な段階の議論及び既に終わった協議に 関する文書に係る主張について、当審査会事務局職員をして諮問庁に 更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説 明する。
 - (ア)審査請求人は、意見書1のア(ウ)において、特定書籍に関する 記述を根拠として引用し、「For Official Use」 と記載されているFATF事務局作成の会合文書であっても、FA TF加盟国が対外的に公表しないことを求められているわけではな い旨主張している。

しかしながら、上記論文の引用部分は、米国における国家機密にかかる情報の取扱いについて、「FOUO(For Official Use Only)」という呼称の使用方法を紹介しているにすぎず、「For Official Use」という呼称の一般的な解釈を与えているものではない。さらには、同論文が、FATFにおける文書の取扱いについて何らの指針を示すものでないことも明らかである。よって、同論文の記載内容が、FATFの会合文書について、「加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められているわけではない」旨の審査請求人の主張を裏付けるものとはいえない。

また、「For Official Use」と記載のあるFA TFの会合文書には、おおむね以下の注釈が付されている。 (注釈) 「当該文書はFATF加盟国及びオブザーバーのみによる使用のためのものであり、FATFからの事前許可なしに公にすることや、第三者に配布することはできない。(仮訳)」

このことからも、「For Official Use」と記載されたFATF事務局作成の会合文書について、加盟国が対外的に公表しないことを求められていることは明らかであり、それを前提として作成された文書を公にすることで、他国又は国際機関との信頼関係を損なったり、交渉上不利益を被ったりするという重大かつ深刻な事態を招くおそれがある。

以上により、「For Official Use」と記載されるFATF会合文書について、「加盟国は対外的に公表しないことを求められているとする根拠がない」との審査請求人の指摘は当たらない。

(イ)審査請求人は、意見書1のア(オ)において、「「省庁間における未成熟な段階の議論」は、過去、秘密保護法の省庁間の議論を情報公開した際、国会上程後は公開された。」と主張しており、審査請求人が特定役職を務める特定団体のウェブサイトによれば、特定秘密の保護に関する法律の関係省庁との協議等に係る文書について行政文書開示請求を行った事実が記載されている。

また、「裁判を行ったところ、最高裁でもそのように確定した。」旨の記載に関し、その内容は、特定秘密の保護に関する法律に係る行政文書開示請求に関する裁判であると思われる。そして、同記載の「そのように」の意味であるが、正確なところは判然としないものの、「省庁間における未成熟な段階の議論」であっても国会上程後は公開すべきとする内容であると考えられる。

以上を踏まえ、ウェブサイトにより、上記最高裁の裁判について 確認したところ、その内容は、意見書 1 から読み取れる上記趣旨と 異なったものであり、審査請求人の主張を裏付けるものではない。

なお、上記裁判のほかに、意見書1に記載された趣旨に係る最高 裁判所の判決等は確認できなかった。

- イ これを検討するに、審査請求人が意見書1において主張するFAT F事務局作成の会合文書については、上記2(2)イ(エ)等で判断 したとおりであり、また、未成熟な段階の議論及び既に終わった協議 に関する文書に係る主張についても、上記2(2)ア(ア)等で判断 したとおりであって、審査請求人の上記主張は、いずれも採用するこ とはできない。
- (2)審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断 を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法 5 条 3 号及び 5 号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣,委員 池田陽子,委員 木村琢麿

別紙

1 本件対象文書

- (1) 「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書であって、平成29年9月11日付け法務省刑国第406号(以下「第406号」という。)及び同年12月27日付け同第607号(以下「第607号」という。)で開示決定された文書以外の別表1に掲げる各文書(134文書、ただし、第406号及び第607号で開示決定された文書の一部を含む。)
- (2) 「平成26年度 金融作業部会関係(FATF)」に綴られている文書であって、第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表2に掲げる各文書(91文書)
- (3) 「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって, 第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表3に掲げる 各文書(118文書)
- (4)「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって、 第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表4に掲げる 各文書(91文書,ただし,第406号及び第607号で開示決定された文書の一部を含む。)
- (5) 「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書であって, 第406号及び第607号で開示決定された文書以外の別表5に掲げる 各文書(10文書,ただし,第406号及び第607号で開示決定され た文書の一部を含む。)

2 本件開示請求書に記載された文書(本件請求文書)

- (1) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」(当該文書名の行政ファイルにつづられた文書を指す。以下、(2)ないし(5)についても同じ。)
- (2) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成26年度 金融作業部会関係 (FATF)」
- (3) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成27年度 金融作業部会関係」
- (4) 法務省刑事局国際課が保有する、「平成28年度 金融作業部会関係」
- (5) 法務省刑事局国際課が保有する,「平成29年度 金融作業部会関係」

別表 1

番号	文書名	不開示理由
1	FATF局長級会合:①結果	当該文書は、我が国のマネー・ロー
	②会議資料(第406号及び	ンダリング対策やテロ資金対策等の
	第607号で開示決定された	取組について省庁間で検討段階の機
	部分を除く。)	微な内容が含まれており、これを公
		にすることにより、省庁間における
		未成熟な段階の議論が明らかになり
		,他国又は国際機関との交渉上不利
		益を被るおそれがあるほか、省庁間
		における率直な意見交換又は意思決
		定の中立性が不当に損なわれて今後
		のFATF相互審査に向けた政策調
		整を阻害するおそれ,不当に国民の
		間に混乱を生じるおそれがあるため
		, 法 5 条 3 号及び 5 号に該当し, 不
		開示とした(以下「不開示理由①」
		という。)。
2	財務大臣からのFATF議長	当該文書は,詳細事項について明ら
	宛てレター	かにしていないFATFハイレベル
		使節団来日に関して、財務大臣から
		FATF議長に宛てた文書であり、
		これを公にすることにより、他国又 は 5 A 7 5 東教皇 1 の 信頼関係 が提
		はFATF事務局との信頼関係が損
		なわれるおそれや交渉上不利益を被 スカスれがちるため、
		るおそれがあるため、法 5 条 3 号に 該当し、不開示とした(以下「不開
		該ヨし、不開小とした(以下「不開
3	【照会】FATF第4次相互	
3	審査プロセス(第406号及	
	び第607号で開示決定され	
	た部分を除く。)	事物周F成の大量大はそのFF成 段階の文書について、省庁間におい
	CHE /	
		れを公にすることにより、国際枠組
		みにおけるマネー・ローンダリング
		対策やテロ資金対策等の動向や他国
		の関心事項が明らかとなり、他国又

		は国際機関との信頼関係が損なわれ
		るおそれや交渉上不利益を被るおそ
		れがあるほか、省庁間の率直な意見
		交換又は意思決定の中立性が不当に
		損なわれるおそれ、不当に国民の間
		に混乱を生じるおそれがあるため、
		法5条3号及び5号に該当し、不開
		示とした(以下「不開示理由③」と
		いう。)。
4	【照会】FATF腐敗対策に	
	係るベストプラクティスペー	同上
	パー	
5	【照会】FATF第4次相互	
	審査プロセスに対するコメン	同上
	卜案	
6	【照会】FATF改訂勧告5	
	(旧SRⅡ)に関するガイダ	同上
	ンス	
7	【照会】FATF局長級会合	
	: 結果	不開示理由①
8	【照会】FATF勧告6(旧	
	SR3) に係るベストプラク	不開示理由③
	ティスペーパー	
9	【照会】FATF局長級会合	
	: 結果	不開示理由①
1 0	「照会】FATF ICRGリ	
	スト掲載国への措置報告書	同上
1 1	【照会】作業工程表の作成	同上
1 2	【照会】第6次フォローアッ	1-7 -
1 2		同上
1 3	プ報告書	同上
	同上	
1 4	【照会】情報公開請求に関す	当該文書は、FATF関連の情報を
	る他省庁からの照会	含む情報公開請求に関する他省庁か
		らの照会文書であり、文書に記載さ
		れた内容は、これを公にすることに
		より、他国又は国際機関との信頼関
		係が損なわれるおそれや交渉上不利

		T
		益を被るおそれがあるほか,各省庁
		間において検討段階の未成熟な情報
		が明らかとなり、率直な意見交換又
		は意思決定の中立性が不当に損なわ
		れるおそれがあるため、法5条3号
		及び5号に該当し、不開示とした(
		以下「不開示理由④」という。)。
1 5	FATF PEPs (Pol	当該文書は、「For Offic
	itically Expo	ial Use」と明記されたFA
	sed Persons) (C	TF事務局作成の文書又はその作成
	係るガイダンスドラフト	段階の文書であり、これを公にする
		ことにより、国際枠組みにおけるマ
		ネー・ローンダリング対策やテロ資
		金対策等の動向や他国の関心事項が
		明らかとなり、他国又は国際機関と
		の信頼関係が損なわれるおそれや交
		渉上不利益を被るおそれがあるため
		, 法5条3号に該当し, 不開示とし
		た(以下「不開示理由⑤」という。
•		
) .
1 6	【照会】第6次フォローアッ プ報告書	
1 6) 。
	プ報告書)。 不開示理由①
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は,非公開を前提としたF
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローンダリング対策やテ
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたF ATF会合での議論のため、我が国 のマネー・ローンダリング対策やテ 口資金対策等の取組についてFAT
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたF ATF会合での議論のため、我が国 のマネー・ローンダリング対策やテ 口資金対策等の取組についてFAT F事務局に報告するものであり、こ
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたF ATF会合での議論のため、我が国 のマネー・ローンダリング対策やテ 口資金対策等の取組についてFAT F事務局に報告するものであり、こ れを公にすることにより、FATF 事務局や他国の関心事項が明らかと
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした
	プ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合での議論のため、我が国のマネー・ローング対策やTロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告するものであり、FATF事務局や他国の関心事項が明らかまり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした
1 7	プ報告書 第6次フォローアップ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATR会合での議論のため、対策やJTOででは、対策のでは、対策等のであり、「中の取組にするという。)。 本が損なわれるおという。)。
1 7	プ報告書 第6次フォローアップ報告書)。 不開示理由① 当該文書は、非公開を前提としたFATR会合での議論のため、対策やJTOででは、対策のでは、対策等のであり、「中の取組にするという。)。 本が損なわれるおという。)。

1 9	年のカフェローマ…プ却生妻	
1 9	│第6次フォローアップ報告書 │資料	不開示理由⑥
2 0	【照会】第6次フォローアッ	
	プ報告書に対するFATF事	不開示理由③
	務局ノート	
2 1	第6次フォローアップ報告書	不開示理由⑤
2 2	【照会】ハイレベル使節団の	当該文書は、詳細事項について明ら
	訪日	かにしていないFATFハイレベル
		使節団来日に関して省庁間で協議,
		検討を行うもの,及び「For O
		fficial Use」と明記さ
		れたFATF事務局作成の関連文書
		であり、これを公にすることにより
		,FATF事務局の活動やその関心
		事項が明らかとなり、FATF事務
		局との信頼関係が損なわれるおそれ
		や交渉上不利益を被るおそれがある
		ほか、省庁間の率直な意見交換又は
		意思決定の中立性が不当に損なわれ
		るおそれがあるため、法5条3号及
		び5号に該当し,不開示とした(以
		下「不開示理由⑦」という。)。
2 3	【照会】FATF6月会合:	当該文書は、会合結果の詳細につい
	対処方針	て公表されていないFATF会合に
		おける議題や協議内容が記載されて
		いるほか、その対応方針について省
		庁間において協議、検討を行うもの
		であり、これを公にすることにより
		, 国際枠組みにおけるマネー・ロー
		ンダリング対策やテロ資金対策等の
		動向や他国の関心事項が明らかとな
		り,他国又は国際機関との信頼関係
		が損なわれるおそれや交渉上不利益
		を被るおそれがあるほか,省庁間の
		率直な意見交換又は意思決定の中立
		性が不当に損なわれるおそれ,不当
		に国民の間に混乱を生じるおそれが

	T	
		あるため, 法 5 条 3 号及び 5 号に該
		当し,不開示とした(以下「不開示
		理由⑧」という。)。
2 4	【公電】FATF6月会合に	当該文書は、詳細な議事について公
	向けた他国の取組	表されていないFATF会合におい
		て報告するために共有された他国の
		FATF勧告への取組を記載したも
		のであり、これを公にすることによ
		り,他国及び国際機関との信頼関係
		が損なわれるおそれや交渉上不利益
		を被るおそれがあるため、法5条3
		号に該当し,不開示とした(以下「
		不開示理由⑨」という。)。
2 5	【照会】参議院選挙期間中の	当該文書は、選挙期間中の大臣等へ
	報告案件	の報告事項を事前に提出するもので
		あり、これを公にすることにより、
		行政機関内部における率直な意見交
		換又は意思決定の中立性が不当に損
		なわれるおそれがあるため、法5条
		5 号に該当し,不開示とした(以下
		「不開示理由⑩」という。)。
2 6	【公電】ハイレベル使節団の	当該文書は,詳細事項について明ら
	来日時期等	かにしていない F A T F ハイレベル
		使節団来日に関して,FATF事務
		局と面談を行った結果が記載されて
		おり, これを公にすることにより,
		FATF事務局との信頼関係が損な
		われるおそれや交渉上不利益を被る
		おそれがあるため、法5条3号に該
		当し,不開示とした(以下「不開示
		理由⑪」という。)。
2 7	【照会】ハイレベル使節団の 訪日について	不開示理由⑪
2 8	ハイレベル使節団の訪日メン	当該文書は、ハイレベル使節団メン
	バー (第406号及び第60	バーに関する資料であり、これを公
	7号で開示決定された部分を	にすることにより、他国又は国際機
	除く。)	関との信頼関係が損なわれるおそれ
-	•	

		や交渉上不利益を被るおそれがある
		ため, 法 5 条 3 号に該当し, 不開示
		とした(以下「不開示理由⑫」とい
		う。)。
2 9	FATF勧告実施に関する関	
	係省庁連絡会議・国が実施す	
	る資金洗浄及びテロ資金に関	
	するリスク評価に関する分科	 不開示理由①
	会(第1回)合同会議:資料	
	(第406号及び第607号	
	で開示決定された部分を除く	
	。)	
3 0	局長級会合及びアクションプ	同上
	ラン作成について	171 -
3 1	【照会】ハイレベル使節団:	同上
	局長級会合の実施	I=J _L
3 2	【照会】ハイレベル使節団:	当該文書は、詳細事項について明ら
	①アクションプラン②応答要	かにしていないFATFハイレベル
	領	使節団来日に係る我が国の対応につ
		いて,省庁間で協議,検討を行うも
		のであり、これを公にすることによ
		り、FATF事務局の活動やその関
		心事項が明らかとなり、FATF事
		務局との信頼関係が損なわれるおそ
		れや交渉上不利益を被るおそれがあ
		るほか,我が国のマネー・ローンダ
		リング対策やテロ資金対策等の取組
		について省庁間で検討段階の機微な
		内容が含まれており、省庁間におけ
		る率直な意見交換又は意思決定の中
		立性が不当に損なわれて今後のFA
		TF相互審査に向けた政策調整を阻
		害するおそれ,不当に国民の間に混
		乱を生じるおそれがあるため、法5
		条3号及び5号に該当し、不開示と
		した(以下「不開示理由⑬」という
		。)。
I	ı	

3 3	FATF6月会合:模様	当該文書は、会合結果の詳細につい
		て公表されていないFATF会合に
		おける議題や具体的な議事内容,他
		国担当者の発言内容を含む協議結果
		が記載されており、これを公にする
		ことにより、国際枠組みにおけるマ
		ネー・ローンダリング対策やテロ資
		金対策等の動向や他国の関心事項が
		明らかとなり、他国又は国際機関と
		の信頼関係が損なわれるおそれや交
		渉上不利益を被るおそれがあるため
		, 法 5 条 3 号に該当し, 不開示とし
		た(以下「不開示理由⑭」という。
) .
3 4	【照会】G20:財務大臣・	当該文書は、他国作成の文書につい
	中央銀行総裁会議コミュニケ	て省庁間で協議、検討を行うもので
	案	あり、これを公にすることにより、
		他国の関心事項が明らかとなり、他
		国との信頼関係が損なわれるおそれ
		や交渉上不利益を被るおそれがある
		ほか、検討が十分でない情報が含ま
		れているため、省庁間の率直な意見
		交換又は意思決定の中立性が不当に
		損なわれるおそれ、不当に国民の間
		に混乱を生じるおそれがあるため、
		法5条3号及び5号に該当し、不開
		示とした(以下「不開示理由⑮」と
		いう。)。
3 5	【照会】ハイレベル使節団: 想定問答	不開示理由⑬
3 6	【照会】MONEYVAL(当該文書は、FATF事務局等から
	欧州評議会マネーロンダリン	国政文書は、「スート事協局等から の要請に対応し、他国との国際協力
	が対策評価専門家会合):国	について記載した文書であり、これ
	際協力に関する情報提供	を公にすることで、他国及び国際機
	IN THIS POPULATION	関との信頼関係が損なわれるおそれ
		や交渉上不利益を被るおそれがある
		ため、法5条3号に該当し、不開示

		とした(以下「不開示理由⑩」とい
		う。)。
3 7	FATF6月会合:模様	不開示理由⑭
3 8	FATF局長級会合:①結果	
	②会議資料(第406号及び	 不開示理由①
	第607号で開示決定された	小開小珪田 ①
	部分を除く。)	
3 9	警察庁法案説明会:結果	同上
4 0	【照会】ハイレベル使節団対	
	応:①アクションプラン②応	不開示理由⑬
	答要領	
4 1	【照会】FATF官邸説明資	 不開示理由①
	料	不開小柱田 ①
4 2	【照会】ハイレベル使節団:	 不開示理由⑬
	官邸説明資料	个朋 小珪田®
4 3	FATF議長からの担当大臣	当該文書は、詳細事項について明ら
	宛てレター	かにしていないFATFハイレベル
		使節団来日に関して、FATF議長
		から担当大臣に宛てた文書であり、
		これを公にすることにより、他国又
		はFATF事務局との信頼関係が損
		なわれるおそれや交渉上不利益を被
		るおそれがあるため、法5条3号に
		該当し,不開示とした(以下「不開
		示理由⑰」という)。
4 4	【照会】犯罪対策に関する行	 不開示理由①
	動計画	1 M. 7. 7 H O
4 5	ハイレベル使節団の訪日メン	当該文書は、詳細事項について明ら
	バー(和文)(第406号及	かにしていないFATFハイレベル
	び第607号で開示決定され	使節団のメンバーに関する資料であ
	た部分を除く。)	り,これを公にすることにより,他
		国又はFATF事務局との信頼関係
		が損なわれるおそれ,交渉上不利益
		を被るおそれがあるため、法5条3
		号に該当し、不開示とした(以下「
		不開示理由⑱」という)。
4 6	【照会】ハイレベル使節団:	不開示理由①

	官邸説明資料	
4 7	【照会】FATF ICRG	
4 7	リスト掲載国への措置	同上
4 8	【照会】FATF関係省庁打	了明二四十 命
	合せ: 資料	不開示理由⑬
4 9	【照会】ハイレベル使節団:	同上
	アクションプランI(英訳)	147
5 0	【照会】MONEYVAL(
	欧州評議会マネーロンダリン	不開示理由⑯
	グ対策評価専門家会合):国	小洲水 在山侧
	際協力に関する情報提供	
5 1	ハイレベル使節団:官邸説明	 不開示理由⑬
	資料	110077-ZH @
5 2	【照会】ハイレベル使節団:	当該文書は、詳細事項について明ら
	公式ディナー	かにしていないFATFハイレベル
		使節団来日に係る我が国の対応につ
		いて,省庁間で協議,検討を行うも
		のであり、これを公にすることによ
		り、FATF事務局の活動やその関
		心事項が明らかとなり、FATF事
		務局との信頼関係が損なわれるおそ
		れや交渉上不利益を被るおそれがあ
		るほか,省庁間で検討段階の内容が
		含まれており、率直な意見交換又は
		意思決定の中立性が不当に損なわれ
		るおそれ,不当に国民の間に混乱を
		生じるおそれがあるため、法5条3
		号及び5号に該当し、不開示とした
		(以下「不開示理由⑲」という。)
5 3	│ │ハイレベル使節団:スケジュ	<u>。</u> 当該文書は,詳細事項について明ら
	ール変更	かにしていないFATFハイレベル
		使節団来日に係る我が国の対応につ
		いての文書であり、これを公にする
		ことにより、FATF事務局の活動
		やその関心事項が明らかとなり、F
		ATF事務局との信頼関係が損なわ
L		

		れるおそれや交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由⑩」という。)。
5 4	【照会】ハイレベル使節団: 官邸説明	不開示理由⑬
5 5	【照会】ハイレベル使節団: 官邸説明資料	同上
5 6	同上	同上
5 7	【照会】WEGI 第4次相 互審査評価基準書(Methodology)和訳(第4	当該文書は、各省庁において検討段 階である未成熟な情報を含む文書で あり、これを公にすることにより、
	06号及び第607号で開示 決定された部分を除く。)	省庁間における率直な意見交換や意 思決定の中立性が不当に損なわれる おそれ,不当に国民の間に混乱を生
		じるおそれがあるため、法5条5号 に該当し、不開示とした(以下「不 開示理由②」という)。
5 8	【照会】ハイレベル使節団: 官邸説明資料	不開示理由⑬
5 9	【公電】FATF新規加盟要請	当該文書は、他国のFATF加盟に 関する文書であり、これを公にする ことにより、他国との信頼関係が損 なわれるおそれや交渉上不利益を被 るおそれがあるため、法 5 条 3 号に 該当し、不開示とした(以下「不開 示理由②」という)。
6 0	【照会】FATFハイレベル 使節団:発言・応答要領	不開示理由⑬
6 1	【照会】FATFハイレベル 使節団:①アクションプラン ②応答要領	同上
6 2	FATF6月会合:議題	不開示理由⑤
6 3	【照会】FATF6月会合に おける発言要領	不開示理由①
6 4	同上	同上
6 5	同上	同上

6 6	FATF6月会合における発	不開示理由⑥
	言要領	1,000.71
6 7	【照会】FATF6月会合:	 不開示理由⑧
	対処方針	小脚水 建山®
6 8	FATF6月会合:対処方針	当該文書は、会合結果の詳細につい
		て公表されていないFATF会合に
		おける議題や協議内容,我が国の対
		応方針が記載されており、これを公
		にすることにより、国際枠組みにお
		けるマネー・ローンダリング対策や
		テロ資金対策等の動向や他国の関心
		事項が明らかとなり、他国又は国際
		機関との信頼関係が損なわれるおそ
		れや交渉上不利益を被るおそれがあ
		るため、法5条3号に該当し、不開
		示とした(以下「不開示理由ሬሬ)」と
		いう。)。
6 9	FATF新規加盟要請	不開示理由②
7 0	FATF事務局長との面会要	不開示理由⑪
	旨	
7 1	【照会】①声明文②継続プロ	不開示理由②
	セス仮訳	
7 2	【照会】新規加盟国検討アド	不開示理由③
	ホックグループペーパー	
7 3	FATF6月会合:模様	不開示理由⑭
7 4	【照会】①声明文②継続プロ	不開示理由②
	セス仮訳	
7 5	FATFメソドロジー勉強会	
	:資料(第406号及び第6	不開示理由①
	07号で開示決定された部分	
7.0	を除く。)	
7 6	ハイレベル使節団:対処方針	
	・模様(第406号及び第6	不開示理由⑬
	07号で開示決定された部分	
7 7	を除く。)	7 明 = ™ + ♠
7 7	【照会】アクションプラン案	不開示理由①
7 8	アクションプラン	同上

79 【照会】腐敗に関するベストプラクティスペーパー 不開示理由③ 80 【照会】テロリストによるNPOセクターの悪用リスク 同上 81 【公電】FATF新規加盟要
POセクターの悪用リスク 同上
82 【公電】他国からのFATF 対してリスト削除要請 当該文書は、他国におけるFAT 勧告への取組状況を記載したもの あり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおれ、交渉上不利益を被るおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不同示とした(以下「不開示理由②」のいう。)。
83 アクションプランに対するF A T F 指摘: 政務説明資料 不開示理由①
8 4 【照会】FATF10月会合 参加国に対する申入れ 同上
85 【公電】我が国からの公電に 対する参加国の対応 以組について、非公開を前提として 他国と面談した結果が記載されてなり、これを公にすることにより、
ATF事務局や他国の関心事項がほらかとなり、他国又は国際機関とは信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開えとした(以下「不開示理由⑤」という。)。
らかとなり、他国又は国際機関との 信頼関係が損なわれるおそれがある ため、法 5 条 3 号に該当し、不開え とした(以下「不開示理由②」との
らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあっため、法 5 条 3 号に該当し、不開っとした(以下「不開示理由⑤」という。)。 8 6 【照会】第 4 次審査への審査 不開示理由③

8 9	【照会】①声明文②継続プロ	
	セス(仮訳)(第406号及	
	び第607号で開示決定され	不開示理由②
	た部分を除く。)	
9 0	【照会】FATF勧告24及	不問三冊中 ①
	び25の事前審査書	不開示理由①
9 1	【照会】他国のVTC(Vo	
	luntary Tax C	 不開示理由③
	ompliance) プログ	
	ラム	
9 2	①FATF勧告実施に関する	
	関係省庁連絡会議・犯罪によ	
	る収益の移転防止に関する法	
	律の施行に関する分科会合同	 不開示理由①
	会議②顧客管理ワーキンググ	
	ループ:資料(第406号及	
	び第607号で開示決定され	
	た部分を除く。)	
9 3	【照会】FATF説明対象者	 同上
_	及び対処方針	
9 4	法務大臣説明結果	同上
9 5	【照会】FATF官邸説明資	 同上
	料	
9 6	【照会】FATF:ESE(
	効果的な監督と執行)に係る	同上
	質問表	
9 7	【照会】FATF電話会議資	同上
	料工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	
9 8	【照会】FATF官邸説明資	同上
0.0	料工作的发表。	
9 9	│【照会】第8次フォローアッ	同上
1.0.0	プ報告書	
1 0 0	【照会】非協力国・ハイリス	同上
1 0 1	ク国に対する措置等報告	
1 0 1	【照会】外務省面談結果	同上
1 0 2	【照会】第8次フォローアッ	同上
	プ報告書	

1 0 3	同上	同上
1 0 4	国が実施する資金洗浄及びテ	
	口資金に関するリスク評価に	
	関する分科会第3回:資料(同上
	第406号及び第607号で	四土
	開示決定された部分を除く。	
)	
1 0 5	【照会】FATF幹部説明資	同上
	料	1.5.1
1 0 6	【照会】FATF:国際協力	不開示理由⑯
	に関する情報提供	
1 0 7	【照会】テロ資金提供処罰法	不開示理由②
	英訳	
1 0 8	【照会】FATF:国際協力	不開示理由⑯
	に関する情報提供	
1 0 9	F A T F 1 0 月会合:議題(、	不開示理由⑤
	Plenary)	
1 1 0	【照会】FATF10月会合	不開示理由①
1 1 1	における発言要領	
1 1 1	【照会】FATF10月会合	
	:対処方針(第406号及び	不開示理由⑧
	第607号で開示決定された 部分を除く。)	
1 1 2	記がで味く。) 【照会】FATFフォローア	
1 1 2	【照芸】F A T F フォローテ ップ・プロセスの終了	不開示理由③
1 1 3	【照会】FATFからの質問	
113	事項	不開示理由①
1 1 4	【照会】FATF10月会合	
	【照去】 - < 0 万去日 における想定問答	同上
1 1 5	【照会】FATF10月会合	
	【無女】・ベー・・0万女日 :模様	不開示理由⑭
1 1 6	【照会】第8次フォローアッ	_
	プ報告書:事務局ノート	不開示理由③
1 1 7	【照会】MONEYVAL(
	欧州評議会マネーロンダリン	
	グ対策評価専門家会合):国	不開示理由⑯
	際協力に関する情報提供	

1 1 8	第8次フォローアップ報告書 :事務局ノート	不開示理由⑤
1 1 9	【照会】他国のVTC(Vo luntary Tax C ompliance)プログ ラム	不開示理由③
1 2 0	【照会】ナショナル・リスク ・アセスメント	不開示理由①
1 2 1	【照会】FATF:データ保 護に関する基本原則	不開示理由③
1 2 2	【照会】FATF官邸説明資 料	不開示理由①
1 2 3	【照会】FATF戦略及びガ バナンス	不開示理由③
1 2 4	【照会】FATFワークプラン	同上
1 2 5	【照会】ナショナル・リスク ・アセスメント	不開示理由①
1 2 6	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	不開示理由③
1 2 7	【照会】FATF専門家会合	同上
1 2 8	【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー	同上
1 2 9	【照会】法人の透明性及び実 質的支配者に係るガイダンス 改定	同上
1 3 0	【照会】FATF2月会合: 対処方針	不開示理由⑧
1 3 1	【照会】FATF2月会合に おける発言要領	不開示理由①
1 3 2	F A T F 2 月会合: フォロー アップ報告結果	不開示理由⑥
1 3 3	【照会】FATF2月会合: 模様	不開示理由⑭
1 3 4	FATF2月会合:模様	同上

別表 2

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】法人の透明性及び実 質的支配者に係るガイダンス	不開示理由③
2	【照会】非協力国・ハイリス ク国に対する措置等報告	不開示理由①
3	【照会】テロ資金対策に関する他国からの質問事項	当該文書は、我の会に、 ・我のの会に、 ・我のの会に、 ・我のの会に、 ・我のの会に、 ・我のの会に、 ・であるに、 ・のののである。 ・であるのでは、 ・ののでは、 ・であるのでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・なのでは、 ・のでは、
4	【照会】FATF幹部説明資 料	不開示理由①
5	【照会】FATF官邸説明資 料	同上
6	【照会】FATF官邸説明資 料	同上
7	【照会】統合型リゾート(IR)に関する照会	当該文書は、統合型リゾート(IR) に係るマネー・ローンダリング対策を含む詳細な制度設計について各省庁に協議するものであり、これを公にすることにより、各省庁において検討段階である未成熟な情報が明らかとなり、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法5条5号

		に該当し,不開示とした(以下「不
		開示理由②」という。)。
8	「四合】桂起八問き式に対す	当該文書は、FATF関連の情報を
0	【照会】情報公開請求に対す	
	る他省庁からの照会	含む情報公開請求に関する他省庁か
		らの照会について検討を行うもので
		あり、これを公にすることにより、
		省庁間で検討段階の未成熟な議論が
		明らかとなり、率直な意見交換又は
		意思決定の中立性が不当に損なわれ
		るおそれがあるため、法5条5号に
		該当し,不開示とした(以下「不開
_		示理由28 」という。)。
9	F A T F 官邸説明資料 	不開示理由①
1 0	【照会】①FATF勧告実施	
	に関する関係省庁連絡会議②	
	国が実施する資金洗浄及びテ	同上
	口資金に関するリスク評価に	
	関する分科会	
1 1	ナショナル・リスク・アセス	同上
	メント概要	177
1 2	【照会】ナショナル・リスク	同上
	・アセスメント	147
1 3	同上	同上
1 4	同上	同上
1 5	同上	同上
1 6	同上	同上
1 7	同上	同上
1 8	【照会】第9次フォローアッ	
	プ報告書	同上
1 9	【照会】アクションプラン	同上
2 0	FATF会議予定及び審査ス	7
	ケジュール	不開示理由⑤
2 1	FATF6月会合:議題(R	
	TMG)	同上
2 2	FATF6月会合:議題(P	
	DG)	同上
2 3	FATF6月会合:議題(P	同上
	TO THE HOLDER	· · -

e n a r y) C 【照会】仮想通貨に関するディスカッションペーパー 不開示理由③ 不開示理由① 日上 当該文書は、非公開を前提としたF A T F 官邸説明結果 同上 当該文書は、非公開を前提としたF A T F 官邸説明結果 日上 当該文書は、非公開を前提としたF A T F 官邸説明 A T F 会合において 所		·	
イスカッションペーパー		lenary)	
25 【照会】第9次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート 同上 26 【照会】FATF6月会合参加国に対する申入れ 不開示理由① 27 【照会】FATF6月会合:対処方針 不開示理由③ 28 【照会】FATF6月会合に対しる発言要領	2 4		不開示理由③
	0.5		
務局ノート 2 6 【照会】FATF6月会合参加国に対する申入れ 不開示理由① 2 7 【照会】FATF6月会合:対処方針 不開示理由⑥ 2 8 【照会】FATF官邸説明資料 不開示理由① 2 9 【照会】FATF6月会合における発言要領局上 同上 3 0 FATF官邸説明結果 同上 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合において、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局に報告といるまそれがあるため、持たなり、他国の関心機関との信頼が、括り、なり、下不開示とした(以下下不開示理由②」という。)。 3 2 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由③」という。)。 3 3 【照会】FATF6月会合:模様 不開示理由① 3 4 【照会】FATF信長級会合に表現の言葉を表現の言葉	2 5		
26 【照会】FATF6月会合参加国に対する申入れ 不開示理由① 27 【照会】FATF6月会合:対処方針 不開示理由® 28 【照会】FATF6月会合に対ける発言要領			同上
加国に対する申入れ 2 7 【照会】FATF6月会合: 対処方針 2 8 【照会】FATF官邸説明資料 2 9 【照会】FATF官邸説明資料 3 0 FATF官邸説明結果 3 1 【公電】対日相互審査フォローアップ:6月会合結果速報 一アップ:6月会合結果速報 3 1 【公電】対日相互審査フォローアップ:6月会合結果速報 「会者とにおいて、我が国のマネー・ローンがリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 3 2 【照会】全国銀行協会との面談 3 3 【照会】FATF6月会合:模様 3 4 【照会】FATF6月会会合 同上 3 6 同上 3 7 【照会】警察庁法案説明資料 日上 同上 同上			
加国に対する甲入れ	2 6	【照会】FATF6月会合参	 不開示理由①
対処方針		加国に対する申入れ	
対処方針	2 7	【照会】FATF6月会合:	 不開示理中®
料		対処方針	
料	2 8	【照会】FATF官邸説明資	
おける発言要領 3 0 FATF官邸説明結果 3 1 【公電】対日相互審査フォローアップ:6月会合結果速報 「ローアップ:6月会合結果速報 「ローングリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示理由②」という。)。 3 2 【照会】全国銀行協会との面談 3 3 【照会】FATF6月会合:模様 3 4 【照会】FATF6月会合:で開示理由③ 「に照会】FATF信野説明資料 3 6 同上 3 7 【照会】等察庁法案説明資料 3 8 【照会】FATF想定問答 同上		料	小州小年 田①
おける発言要領 日上 日上 日上 日上 日上 日上 日本 日本	2 9	【照会】FATF6月会合に	
3 1 【公電】対日相互審査フォローアップ:6月会合結果速報 当該文書は、非公開を前提としたFATF会合において、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 不開示理由①		おける発言要領	PL
ー・アップ:6月会合結果速報 ATF会合において、我が国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策等の取組についてFATF事務局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 32 【照会】全国銀行協会との面談 33 【照会】FATF6月会合:模様 34 【照会】FATF6月会合:有開示理由④ 35 【照会】FATF同長級会合不開示理由① 36 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 38 【照会】FATF想定問答	3 0	FATF官邸説明結果	同上
一・ローンダリング対策やテロ資金 対策等の取組についてFATF事務 局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局 や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 スー・スー・スー・スー・スー・スー・スー・スー・スー・スー・スー・スー・スー・ス	3 1	【公電】対日相互審査フォロ	当該文書は、非公開を前提としたF
対策等の取組についてFATF事務 局に報告したものであり、これを公 にすることにより、FATF事務局 や他国の関心事項が明らかとなり、 他国又は国際機関との信頼関係が損 なわれるおそれがあるため、法5条 3号に該当し、不開示とした(以下 「不開示理由②」という。)。 不開示理由① 【照会】FATF6月会合: 模様 不開示理由④ 【照会】FATF同長級会合 不開示理由① 「照会】FATF官邸説明資料 月上 日上 日上 日上 日上 日上		ーアップ:6月会合結果速報	ATF会合において、我が国のマネ
局に報告したものであり、これを公にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 32 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由①			ー・ローンダリング対策やテロ資金
にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 32 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由①			対策等の取組についてFATF事務
にすることにより、FATF事務局や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 32 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由①			局に報告したものであり、これを公

他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 32 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由① 33 【照会】FATF6月会合:模様 不開示理由④ 34 【照会】FATF局長級会合不開示理由① 「原会】FATF官邸説明資料 36 同上 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 同上 38 【照会】FATF想定問答 同上			
なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 3 2 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由① 不開示理由① 不開示理由④ 不開示理由④			
3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由②」という。)。 32 【照会】全国銀行協会との面			
「不開示理由②」という。)。 3 2 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由① 不開示理由① 不開示理由④ 不開示理由④			
3 2 【照会】全国銀行協会との面談 不開示理由① 3 3 【照会】FATF6月会合:模様 不開示理由④ 3 4 【照会】FATF局長級会合 不開示理由① 3 5 【照会】FATF官邸説明資料 同上 3 6 同上 同上 3 7 【照会】警察庁法案説明資料 同上 3 8 【照会】FATF想定問答 同上			_
33 【照会】FATF6月会合:模様 不開示理由④ 34 【照会】FATF局長級会合 不開示理由① 35 【照会】FATF官邸説明資料 同上 36 同上 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 38 【照会】FATF想定問答 同上	2 2	「昭会】会団領に切合しの声	- 17冊小任田舎」といり。)。
33 【照会】FATF6月会合: 模樣 不開示理由④ 34 【照会】FATF局長級会合 不開示理由① 35 【照会】FATF官邸説明資料 同上 36 同上 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 38 【照会】FATF想定問答 同上	3 2		不開示理由①
模様 不開示理由④ 3 4 【照会】FATF局長級会合 不開示理由① 3 5 【照会】FATF官邸説明資料 同上 3 6 同上 同上 3 7 【照会】警察庁法案説明資料 同上 3 8 【照会】FATF想定問答 同上	2.2	1 1 1	
34 【照会】FATF局長級会合 不開示理由① 35 【照会】FATF官邸説明資料 同上 36 同上 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 38 【照会】FATF想定問答 同上	3 3		不開示理由⑭
35 【照会】FATF官邸説明資料 36 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 38 【照会】FATF想定問答	0.1		7
36 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 38 【照会】FATF想定問答 同上			小開示埋田 ①
36 同上 同上 37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 38 【照会】FATF想定問答 同上	3 5		 同上
37 【照会】警察庁法案説明資料 同上 38 【照会】FATF想定問答 同上		料	
38 【照会】FATF想定問答 同上	3 6	同上	同上
	3 7	【照会】警察庁法案説明資料	同上
39 【照会】FATF年次報告書 不開示理由③	3 8	【照会】FATF想定問答	同上
	3 9	【照会】FATF年次報告書	不開示理由③

	(2013 - 2014)	
4.0	<u> </u>	
4 0	法人の透明性及び実質的支配 者に係るガイダンス	不開示理由⑤
4 1	FATF戦略2014-20	
	1 6	同上
4 2	FATFガバナンスペーパー	同上
4 3	【照会】FATF:国際協力	不開示理由⑯
	に関する情報提供	
4 4	FATF議長からの担当大臣	当該文書は、FATFフォローアッ
	宛てレター	プ・プロセスに関して,FATF議
		長から担当大臣に宛てた文書であり
		, これを公にすることにより, 他国
		又はFATF事務局との信頼関係が
		損なわれるおそれや交渉上不利益を
		被るおそれがあるため、法5条3号
		に該当し,不開示とした(以下「不
		開示理由⑩」という。)。
4 5	【公電】FATF議長との意	当該文書は、FATF議長と面談を
	見交換	行った結果が記載されており、これ
		を公にすることにより、FATF事
		務局や他国の関心事項が明らかとな
		り,他国又は国際機関との信頼関係
		が損なわれるおそれがあるため,法
		5条3号に該当し、不開示とした(
		以下「不開示理由⑪」という。)。
4 6	【照会】FATF官邸説明資	不開示理由①
	料	
4 7	仮想通貨に係る取組提案	不開示理由⑤
4 8	ISILへの資金供与に係る	同上
	プロジェクト	19.4
4 9	FATFガバナンスペーパー	同上
5 0	【公電】FATF議長との意	不開示理由③〕
	見交換	个两小任口鬯
5 1	【照会】第4次相互審査報告	不問三冊中②
	書(ノルウェー)	不開示理由③
5 2	【照会】国家公安委員会ホー	不開示理由②
	ムページへの掲載資料	个两小任田⑷

5 3	【照会】第10次フォローアップ報告書	不開示理由①
5 4	FATF10月会合:議題(不開示理由⑤
5 5	GNCG) FATF10月会合:議題(ECG)	同上
5 6	F A T F 1 0 月会合:議題(I C R G)	同上
5 7	FATF10月会合:議題(RTMG)	同上
5 8	FATF10月会合:議題(PDG)	同上
5 9	FATF10月会合:議題(Plenary)	同上
6 0	FATF10月会合:議題及 び資料(Experts M eeting on Cor ruption)	同上
6 1	【照会】FATF10月会合 :対処方針	不開示理由⑧
6 2	【照会】第10次フォローアップ報告書に対するFATF 事務局ノート	不開示理由③
6 3	【照会】FATF10月会合 参加国に対する申入れ	不開示理由①
6 4	【照会】FATF10月会合 における発言要領	同上
6 5	【照会】ステートメント案	同上
6 6	【照会】非協力国・ハイリス ク国に対する措置等報告	同上
6 7	【照会】全国銀行協会との面談	同上
6 8	【照会】FATF10月会合 :模様	不開示理由⑭
6 9	今後のFATF全体会合にお けるフォローアップ報告	不開示理由①
7 0	【照会】第11次フォローア	同上

	ップ報告書	
7 1	【照会】FATF官邸説明資 料	同上
7 2	F A T F 2 月会合:議題(E CG)	不開示理由⑤
7 3	F A T F 2 月会合:議題(G N C G)	同上
7 4	F A T F 2 月会合:議題(I C R G)	同上
7 5	F A T F 2 月会合:議題(P D G)	同上
7 6	FATF2月会合:議題(P lenary)	同上
7 7	F A T F 2 月会合:議題(R T M G)	同上
7 8	FATF ICRGプロセス の改定	同上
7 9	N P O の悪用防止に関するベ ストプラクティス・ペーパー	同上
8 0	RBA(Risk Base d Approach)ガイ ダンスドラフト	同上
8 1	RTMGプロジェクト見通し	同上
8 2	【照会】第11次フォローア ップ報告書に対するFATF 事務局ノート	不開示理由③
8 3	【照会】FATFとの電話会 議資料	不開示理由①
8 4	【照会】FATF2月会合に おける発言要領	同上
8 5	【照会】FATF官邸説明資 料	同上
8 6	【照会】FATF2月会合: 結果速報	不開示理由⑭
8 7	【照会】第11次フォローアップ報告書に対するFATF事務局ノート	不開示理由③

8 8	テロ資金供与対策に係る提案	不開示理由⑤
8 9	【照会】FATF声明に基づ	 不開示理由①
	くFATF勧告履行状況調査	小阴小连田 ①
9 0	【照会】第4次相互審査スケ	
	ジュール及びフォローアップ	不開示理由③
	プロセス	
9 1	【照会】全国銀行協会との面	不開示理由①
	談	个用小垤山 ①

別表 3

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】FATF声明に基づ	
	くFATF勧告履行状況調査	不開示理由①
2	テロ資金対策に係るFATF	不開示理由⑤
	調査報告書	小脚水连山 ®
3	【照会】FATF声明に基づ	
	くFATF勧告履行状況調査	不開示理由①
	(追加)	
4	【照会】テロ資金対策に係る	不開示理由③
	G20へのFATF報告書	1 2000 2 200
5	【照会】非協力国・ハイリス	 不開示理由①
	ク国に対する措置等報告	
6	【照会】FATF第4次審査	不開示理由③
	スケジュール	
7	【照会】新たなテロ資金供与	同上
	リスクに関するプロジェクト	
8	FATF副議長のノミネート	当該文書は,他国からFATF議長
		に宛てた文書であり、これを公にす
		ることにより、他国又は国際機関と
		の信頼関係が損なわれるおそれがあ
		るため、法5条3号に該当し、不開
		│示とした(以下「不開示理由፡፡②」と │ │ハネーヽ
	【四人】二口次人社类改化。	いう。)。
9	【照会】テロ資金対策強化に 向けたG7の取組	当該文書は、他国作成の文書に関し て省庁間において協議、検討を行う
	ドリンクはイツ状型	ものであり、これを公にすることに
		より、国際枠組みにおけるテロ資金
		対策等の動向や他国の関心事項が明
		らかとなり、他国又は国際機関との
		信頼関係が損なわれるおそれや交渉
		上不利益を被るおそれがあるほか、
		省庁間の率直な意見交換又は意思決
		定の中立性が不当に損なわれるおそ
		れ,不当に国民の間に混乱を生じる
		おそれがあるため、法5条3号及び
		5号に該当し,不開示とした(以下

		「不開示理由333」という。)。
1 0	FATF担当者会議結果	当該文書は、非公開の多国間会議に
		おける,他国担当者の発言内容を含
		む協議結果が記載されており,これ
		を公にすることにより、国際枠組み
		におけるテロ資金対策等の動向や他
		国の関心事項が明らかとなり、他国
		又は国際機関との信頼関係が損なわ
		れるおそれや交渉上不利益を被るお
		それがあるため、法5条3号に該当
		し,不開示とした(以下「不開示理
		由劉」という。)。
1 1	【照会】FATF勧告5解釈	 不開示理由③
	ノート(改訂)	
1 2	【照会】新たなテロ資金供与	 同上
	リスクに関するプロジェクト	
1 3	【照会】資金洗浄・テロ資金	
	供与対策に関するFATF/	同上
	G A F I L A T 専門家会合	
1 4	他国のVTC(Volunta 	
	ry Tax Compli	不開示理由⑤
1.5	ance)プログラム	
1 5	【照会】RBA(Risk	
	Based Approac	不開示理由③
1.0	h)ガイダンス 『四合』次合移動業に関する	
1 6	【照会】資金移動業に関する	同上
1 7	RBAガイダンス	
1 7	【照会】RBA(Risk Based Approac	同上
	Based Approach) ガイダンス	I∺J
1 8	【照会】FATF:国際協力	
	【照去】「A」「・国际協力 に関する情報提供	不開示理由⑯
1 9	【照会】非協力国・ハイリス	
	ク国に対する措置等報告	不開示理由①
2 0	【照会】FATF 仮想通貨	
	に係るガイダンス	不開示理由③
2 1	【照会】NPOの悪用防止に	

	関するベストプラクティス・	
	ペーパー	
2 2	関係省庁連絡会議:資料	不開示理由①
2 3	【照会】犯罪収益移転危険度	
	調査書	同上
2 4	【照会】犯罪収益移転防止法	
	施行令及び同施行規則、犯罪	同上
	収益移転危険度調査書	
2 5	【照会】第12次フォローア	同上
	ップ報告書	143 1
2 6	【照会】第12次フォローア	
	ップ報告書に対するFATF	不開示理由③
	事務局ノート	
2 7	第12次フォローアップ報告	 不開示理由⑤
	書	I MACH S
2 8	【照会】FATF2月会合:	 不開示理由⑭
	模様	1 MAY TH @
2 9	F A T F 6 月会合:議題(E	 不開示理由⑤
	CG)	1 2000 2 200
3 0	FATF6月会合:議題(G	同上
	NCG)	
3 1	FATF6月会合:議題(I	同上
	CRG)	
3 2	FATF6月会合:議題(P	同上
	DG)	
3 3	FATF6月会合:議題(P	同上
	lenary)	
3 4	F A T F 6 月会合:議題(R	同上
0 -	TMG)	
3 5	【照会】FATF6月会合:	不開示理由⑧
0.0	対処方針	
3 6	【照会】FATF6月会合:	不開示理由⑭
0.7	模様	
3 7	【照会】マレーシア相互審査	799 7 79 4 6
	報告書(key issue 、	不開示理由③
0.6	S)	799 - 179 + 6
3 8	マレーシア相互審査報告書	不開示理由⑤

3 9	【照会】FATF6月会合参	
	加国に対する申入れ	不開示理由①
4 0	他国大使館員との面談結果	当該文書は、他国大使館員と面談を
		行った結果が記載されており、これ
		を公にすることにより、他国の関心
		事項が明らかとなり, 他国との信頼
		関係が損なわれるおそれがあるため
		, 法5条3号に該当し, 不開示とし
		た(以下「不開示理由35」という。
) .
4 1	【照会】FATF官邸説明資	不開示理由①
	料	1 MACH O
4 2	【照会】FATF6月会合に	同上
	おける発言要領	173-1
4 3	FATF6月会合:結果速報	不開示理由⑭
4 4	【公電】他国大使館員との面	 不開示理由③5
	談結果	I MANTH C
4 5	【照会】全国銀行協会との面	 不開示理由①
	談	
4 6	【公電】他国担当者との意見	 不開示理由③
_	交換	
4 7	【公電】FATF6月会合記	 不開示理由⑭
_	録	
4 8	F A T F 1 0 月会合:議題(不開示理由⑤
_	GNCG)	
4 9	FATF10月会合:議題(同上
	ICRG)	
5 0	FATF10月会合:議題(同上
	PDG)	
5 1	F A T F 1 0 月会合:議題(、	同上
	ECG)	-
5 2	FATF10月会合:議題(同上
	RTMG)	
5 3	F A T F 1 0 月会合:議題(同上
	Plenary)	
5 4	FATF ECGによる報告	同上
5 5	FATF第4次相互審査に係	同上

	るイシュー	
F 0		
5 6	【照会】 F A T F 1 0 月会合 : 対処方針	不開示理由⑧
5 7	【照会】FATF勧告5解釈	 不開示理由③
	ノート(改訂)	1 M.M. I III (
5 8	FATF10月会合:対処方	 不開示理由⑧
	針	
5 9	FATF勧告5解釈ノート(改訂)	不開示理由⑤
6 0	FATF ECGによる報告	同上
6 1	FATF GNCGによる報告	同上
6 2	FATF ICRGによる報告	同上
6 3	FATF RTMGによる報告	同上
6 4	FATF PDGによる報告	同上
6 5	【照会】FATF10月会合	788 - TH + 60
	:模様	不開示理由⑭
6 6	【照会】第13次フォローア	785 T H A
	ップ報告書	不開示理由①
6 7	【公電】FATF対日相互審	E L
	査フォローアップ	同上
6 8	【照会】FATF10月会合	同上
	参加国に対する申入れ	H]
6 9	FATF10月会合における	同上
	発言要領	147 工
7 0	【照会】FATF10月会合	 同上
	参加国に対する申入れ	167 工
7 1	FATF10月会合:想定問	 同上
	答	173
7 2	FATF10月会合:結果速	 不開示理由⑭
	報	I MAYZHO
7 3	FATF官邸説明資料	不開示理由①
7 4	FATF官邸説明結果	同上
7 5	【照会】全国銀行協会との面	 同上
	談	179
7 6	【照会】G20 テロに関す	 不開示理由፡፡፡
	る声明案	「いいて田の
7 7	【照会】FATF:国際協力	不開示理由⑯

	に関する情報提供	
7 8	【照会】FATF勧告5解釈 ノート(改訂)	不開示理由③
7 9	【照会】コスタリカ相互審査 報告書	同上
8 0	【照会】キューバ相互審査報 告書	同上
8 1	【照会】FATF12月臨時 会合	同上
8 2	【照会】FATF担当者会議 :対処方針	不開示理由⑧
8 3	FATF12月臨時会合:対 処方針	同上
8 4	【照会】テロ資金供与に関す る質問票	不開示理由③
8 5	【照会】FATF12月臨時 会合:模様	不開示理由⑭
8 6	テロ資金対策に係るFATF 調査フォローアップ	不開示理由⑤
8 7	FATFプレスリリースドラ	当該文書は、FATF加盟国及びF
	フト	ATF事務局において検討段階の文
		書であり、これを公にすることによ
		り,他国又は国際機関との信頼関係
		が損なわれるおそれや交渉上不利益
		を被るおそれがあるため、法5条3
		号に該当し,不開示とした。(以下
		「不開示理由⑩」という。)。
8 8	FATF議長提案	不開示理由⑤
8 9	テロ資金供与に関する質問票	同上
9 0	FATF12月臨時会合:議	同上
	長サマリー	
9 1	テロ資金供与対策に係るフレ	当該文書は、詳細な議事について公
	ームワークに関する提案 	表されていないFATF会合での議
		論のために他国が作成した文書であ
		り、これを公にすることにより、国
		際枠組みにおけるテロ資金対策等の
		動向や他国の関心事項が明らかとな

		り,他国又は国際機関との信頼関係 が損なわれるおそれや交渉上不利益 を被るおそれがあるため,法 5 条 3 号に該当し,不開示とした(以下「 不開示理由③」という。)。
9 2	【照会】実質的所有者の透明 性に関する調査	不開示理由③
9 3	【照会】新たなテロ資金供与 リスクに関するプロジェクト	同上
9 4	FATF12月臨時会合:議 長サマリー	不開示理由⑤
9 5	【照会】テロ資金供与に関す る質問票	不開示理由①
9 6	【照会】MONEYVAL(欧州評議会マネーロンダリング対策評価専門家会合):国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
9 7	【公電】他国テロ対策担当官との面談	当該文書は、他国担当官と面談を行った結果が記載されており、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由③)」という。)。
9 8	【照会】FATF等:国際協力に関する情報提供	不開示理由⑯
9 9	【照会】FATF2月会合: 対処方針	不開示理由⑧
1 0 0	【照会】FATF2月会合: 模様	不開示理由⑭
1 0 1	FATFプレスリリースドラ フト	不開示理由③6
1 0 2	FATF-CIFGコミュニ ケ案	同上
1 0 3	FATF中間レビュー(20 12-2020)	不開示理由⑤

1 0 4		
1 0 4	FATF ECGによる報告	同上
1 0 5	他国に対するFATFステー	不開示理由36
	トメント	1 2000-200
1 0 6	テロ資金対策に関するFAT	不開示理由⑤
	F戦略	个用小连由 ③
1 0 7	テロ資金対策に関するFAT	
	F戦略(改訂)	同上
1 0 8	FATFプレナリー会合結果	同上
1 0 9	【照会】全国銀行協会との面	
	談	不開示理由①
1 1 0	【照会】テロ資金対策に関す	
	る他国からの照会	不開示理由⑳
1 1 1	北朝鮮に対する安保理決議案	 当該文書は,北朝鮮に対する安保理
' ' '	北朔軒に対する女体柱次磁条	
		決議案及び我が国の対応に関するも
		のであり、これを公にすることによ
		り、他国又は国際機関との信頼関係
		が損なわれるおそれや交渉上不利益
		を被るおそれがあるほか,検討段階
		の未成熟な情報が明らかになること
		で,省庁間の率直な意見交換若しく
		は意思決定の中立性が不当に損なわ
		れるおそれ,不当に国民の間に混乱
		を生じるおそれがあるため,法 5 条
		3号及び5号に該当し,不開示とし
		た(以下「不開示理由③)」という。
).
1 1 2	 【照会】テロ資金対策に関す	, , ,
1 2	るG7行動計画	不開示理由③3
1 1 3		
	資料	不開示理由①
1 1 4	【照会】TC(技術的遵守状	E L
	況)自己審査書	同上
1 1 5	同上	同上
1 1 6	同上	同上
1 1 7	同上	同上
1 1 8	同上	同上

別表 4

番号	文書名	不開示理由
1	平成29年度概算要求額につ	
	いて(FATF分担金),平	7 眼二冊中创
	成29年度APG分担金関係	不開示理由②
	省庁要求額内訳(案)	
2	【照会】平成29年度 分担	同上
	金・拠出金概算要求	IP -
3	【照会】国際機関への拠出金	同上
	・出資金等に関する報告書	IP
4	【照会】2017年0ECD	同上
	分担金請求書	IP
5	【照会】テロ資金対策に関す	
	るG7行動計画(第406号	 不開示理由፡፡፡
	及び第607号で開示決定さ	不開水垤田@
	れた部分を除く。)	
6	【照会】全国銀行協会との面	 不開示理由①
	談	小师水在山山
7	【照会】テロ資金対策に関す	 不開示理由፡፡፡
	るG7行動計画	·
8	【照会】関係省庁連絡会議:	
	発言要領・資料(第406号	 不開示理由①
	及び第607号で開示決定さ	
	れた部分を除く。)	
9	【照会】G7における優先事	│ │不開示理由፡፡፡፡
	項	1 MW-4 H @
1 0	【照会】テロ資金対策に関す	 同上
	るG7行動計画	
1 1	【照会】FATF等:国際協	 不開示理由⑯
	力に関する情報提供	
1 2	同上	同上
1 3	同上	同上
1 4	【公電】FATF2月会合(
	勧告 5 に関する他国コメント	不開示理由፡፡፡
)	
1 5	【照会】第4次相互審査にお	 不開示理由③
	ける審査員	

1 6	【照会】他国大使館からの面 会要請	当該文書は、他国からの面会要請に 関する文書及びその関連資料であり、これを公にすることにより、他国の関心事項が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした(以下「不開示理由⑩」という)。
1 7	【照会】非協力国・ハイリス ク国に対する措置等報告	不開示理由①
1 8	【照会】OECDビジネス・金融アウトルック2016	当該は、「For Office A の f f i c c c c c c c c c c c c c c c c c
1 9	【照会】情報交換に関するベ ストプラクティスペーパー	不開示理由③
2 0	【照会】テロ資金供与に関す る質問票:結果報告書	同上
2 1	【照会】5年目フォローアップ審査	同上
2 2	【照会】 I S I L への資金供 与に関する調査	同上
2 3	【照会】実質的所有者に関するG20へのFATF報告	当該文書は、FATF加盟国及びF ATF事務局において検討段階の文

		書について,省庁間において協議, 検討を行うものであり,これを公に
		検討を行うものであり、これを公に することにより、他国又は国際機関
		との信頼関係が損なわれるおそれや
		交渉上不利益を被るおそれがあるほ
		か、省庁間の率直な意見交換又は意
		思決定の中立性が不当に損なわれる
		おそれ、不当に国民の間に混乱を生
		じるおそれがあるため、法5条3号
		及び5号に該当し、不開示とした(
		以下「不開示理由⑫」という。)。
2 4	<u> </u> 【照会】FATF中間レビュ	以下「竹開水程田⊜」という。)。
	一(2012-2020)	不開示理由③
2 5	【照会】情報公開請求に関す	不開示理由④
	る他省庁からの照会	
2 6	【照会】実質的所有者に関す	不開示理由①
	る質問票	小园水在山 ①
2 7	【照会】FATF勧告5に関	不開示理由③
	するガイダンス	11两小在山鱼
2 8	【照会】FATF6月会合:	不開示理由⑧
	対処方針	11. 两水在山鱼
2 9	透明性及び実質的所有者に関	不開示理由⑤
	する提案	I MINITER ®
3 0	FATF勧告5に関するガイ	同上
	ダンス	19.1
3 1	テロ資金供与の犯罪化	同上
3 2	【照会】FATF6月会合:	不開示理由⑭
	模様	「いいな田の
3 3	FATF官邸説明資料	不開示理由①
3 4	【照会】全国銀行協会との面	同上
	談	179
3 5	【照会】FATF重要勧告へ	同上
	の対応表	179
3 6	【照会】第3次対日相互審査	同上
	における指摘への対応	179
3 7	【照会】第14次フォローア	不開示理由③
	ップ報告書に対するFATF	していると

	事務局ノート	
3 8	【照会】FATF勧告5に関	同上
2.0	するガイダンス	
3 9	【照会】テロ資金供与の犯罪 化	同上
4 0	【照会】FATF10月会合	不開示理由①
	参加国に対する申入れ	1 10000-1100
4 1	│【照会】FATF10月会合 │:対処方針	不開示理由⑧
4 2	FATF官邸説明資料	不開示理由①
4 3	FATF10月会合:結果速 報	不開示理由②
4 4	FATF専門家会議	当該文書は、非公開の専門家会議に
		おける,他国担当者の発言内容を含
		む協議内容が記載されており、これ
		を公にすることにより、国際枠組み
		におけるマネー・ローンダリング対
		策やテロ資金対策等の動向や他国の
		関心事項が明らかとなり、他国又は
		国際機関との信頼関係が損なわれる
		おそれや交渉上不利益を被るおそれ
		があるため、法5条3号に該当し、
		不開示とした(以下「不開示理由43
		」という。)。
4 5	F A T F 1 0 月会合:議題(不開示理由⑤
	Plenary)	
4 6	F A T F 1 0 月会合:議題(B B C \	同上
4 7	PDG) FATF10月会合:議題(
4 /	FATFTU月芸音:譲越(ECG)	同上
4 8	FATF勧告メソドロジーの	
	改定	同上
4 9	FATF勧告5に関するガイ	同上
	ダンス	I+J
5 0	テロ資金供与の犯罪化	同上
5 1	【照会】FATF10月会合 :模様	不開示理由⑭
L	1	

5 2	│【照会】全国銀行協会との面 │談	不開示理由①
5 3	FATF10月会合サマリー	不開示理由⑤
5 4	【照会】FATF2月会合: 対処方針	不開示理由⑧
5 5	F A T F 2 月会合:議題(E C G)	不開示理由⑤
5 6	スウェーデン相互審査報告書	同上
5 7	スウェーデン相互審査(Ke y issues)	同上
5 8	スウェーデン相互審査(Summary of reviewer comments and assessment team respo	同上
5 9	nses) 5年日フェローマップ 寧本	同上
6 0	5 年目フォローアップ審査 F A T F 第 4 次相互審査にお	I=J _L
	ける審査員	同上
6 1	国際協力に関する情報提供テンプレート	同上
6 2	FATF勧告メソドロジー改 訂	同上
6 3	FATF予算報告	同上
6 4	FATF/FSRB共同審査 報告書について	同上
6 5	審査員選定に関するガイドライン	同上
6 6	FATF及びOECDグロー バル・フォーラムの相互審査 プロセスについて	同上
6 7	FATF第4次相互審査概要	同上
6 8	FATFユニバーサル・プロ セス	同上
6 9	FATF第4次相互審査に係 るトレーニング	同上
7 0	相互審査の質及び一貫性レビ	同上

	ュー	
7 1	<u> </u>	同上
7 2	非営利団体へのFATF勧告	
	実施について	同上
7 3	FATF勧告メソドロジー改	
	訂	同上
7 4	TREINによる報告	同上
7 5	テロ資金供与対策に係る行動	
	計画の進捗	同上
7 6	ISILへの資金供与	同上
7 7	テロ資金対策に係る調査	同上
7 8	FATF中間レビュー(20	同上
	12-2020)	四工
7 9	透明性及び実質的所有権	同上
8 0	FATFワークプラン	同上
8 1	FATF TREIN運営委員	同上
	슾	143 工
8 2	他国相互審査フォローアップ	同上
8 3	GNCGによる報告	同上
8 4	ECGによる報告	同上
8 5	ICRGによる報告	同上
8 6	【照会】FATF2月会合:	不開示理由⑭
	模様	TMNZHU
8 7	【照会】全国銀行協会との面	不開示理由①
	談	1 Martin
8 8	【照会】金融インテリジェン	当該文書は,他国主催のプログラム
	ス共有プログラムに関するイ	に関する文書であり、これを公にす
	ベント	ることにより,他国の関心事項が明
		らかとなり,他国との信頼関係が損
		なわれるおそれがあるため、法5条
		3号に該当し,不開示とした(以下
	F 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	「不開示理由⑭」という。)。
8 9	【照会】TC(技術的遵守状	不開示理由①
0.0	況)自己審査書	
9 0	FATF課長級会合:資料	同上
9 1	FATF関係省庁連絡会議:	同上
	資料(第406号及び第60	

別表 5

番号	文書名	不開示理由
1	【照会】平成28年度行政事	不開示理由②
	業レビュー	1 M. M. T. M. C.
2	同上	同上
3	【照会】潜在的なプロジェク	 不開示理由③
	トに関するコンセプトノート	不開水珪田⑤
4	【照会】FATF他国相互審	- 同上
	査(Key issues)	円工
5	【照会】FATF6月会合:	不開示理由⑧
	対処方針	个用小连田®
6	FATF関係省庁実務者会議	
	:資料・結果(第406号及	 不開示理由①
	び第607号で開示決定され	个用小连由 ①
	た部分を除く。)	
7	【照会】FATF等:国際協	 不開示理由⑯
	力に関する情報提供	不開水埕田®
8	FATF関係省庁連絡会議:	
	資料・結果(第406号及び	 不開示理由①
	第607号で開示決定された	个两小在口 ①
	部分を除く。)	
9	【照会】TC(技術的遵守状	同上
	況)自己審査書	IPJ
1 0	同上	同上

別表6 (諮問庁が開示する部分)

(注)表中の文字数の数え方については、句読点、記号及び括弧も1文字と数 える。

	にる。		77 - 1 - 1 - 1
表	番号	通番	開示する部分
別表	1	1	1 枚目表 2 行目ないし 6 行目
1	2	2	4 行目1 文字目ないし1 4 文字目、5 行目ないし7 行目
			,25行目ないし27行目及び32行目
	7	3	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	9	4	2枚目表左側の2行目ないし7行目
	1 1	5	3枚目上から1行目、3行目ないし6行目、20行目、
			21行目及び25行目
	3 3	6	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目
			ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行
			目及び14行目、8枚目表4行目及び5行目、10枚目
			裏下から9行目及び10行目並びに11枚目裏8行目及
			び9行目
	3 7	7	1枚目表左側2行目ないし20行目18文字目及び21
			行目ないし最終行目、1枚目表右側1行目ないし3行目
			, 4枚目表左側20行目及び21行目,7枚目表右側1
			2 行目及び13 行目,9 枚目表左側下から4 行目及び5
			行目並びに9枚目裏左側17行目及び18行目
	3 8	8	1枚目表2行目ないし8行目、8枚目(上部の手書き部
			分を除く。)ないし10枚目、13枚目及び19枚目表
	4 3	9	2枚目表3行目1文字目ないし29文字目及び4行目な
			いし8行目並びに2枚目裏7行目及び8行目
	4 4	1 0	6枚目表及び裏並びに8枚目表ないし12枚目表
	6 0	1 1	6枚目表及び裏
	6 6	1 2	1枚目表11行目5文字目ないし28文字目及び24行
			目2文字目ないし29文字目
	7 3	1 3	1枚目表2行目ないし20行目18文字目及び21行目
			ないし最終行目、1枚目裏1行目ないし3行目、13行
			目及び14行目、7枚目裏下から6行目及び7行目、8
			枚目表下から8行目及び9行目並びに9枚目表9行目及
			び10行目
	7 5	1 4	15枚目表ないし17枚目表
	7 6	1 5	8 9 枚目表、9 7 枚目表及び118 枚目表下から1行目
			6 文字目ないし1 4 文字目

	9 9	1 6	45枚目表の16行目ないし46枚目表最終行目
	1 1	1 7	3枚目表左側2行目ないし15行目17文字目,16行
	5		目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目
			, 3枚目表右側1行目ないし3行目, 4枚目表左側1行
			目及び2行目、4枚目裏左側1行目、2行目、13行目
			及び14行目,4枚目裏右側8行目及び9行目,5枚目
			表下から8行目及び9行目、13枚目表左側2行目ない
			し15行目17文字目、16行目1文字目ないし8文字
			目及び17行目ないし最終行目、13枚目表右側1行目
			ないし3行目、14枚目表左側2行目及び3行目、14
			枚目裏右側14行目及び15行目、15枚目裏左側下か
			ら4行目及び5行目、18枚目裏左側下から4行目及び
			5 行目並びに19枚目裏左側13行目及び14行目
	1 3	1 8	3枚目表2行目ないし15行目12文字目,16行目1
	3		文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目,3
			枚目裏1行目ないし3行目、5枚目表13行目、14行
			目、32行目及び最終行目、12枚目表下から8行目及
			び9行目、12枚目裏3行目及び4行目並びに14枚目
			裏1行目及び2行目
	1 3	1 9	2枚目表左側2行目ないし15行目12文字目,16行
	4		目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行目
			, 2枚目表右側1行目ないし3行目, 3枚目表左側13
			行目及び14行目、3枚目裏左側下から2行目及び3行
			目、7枚目表左側下から8行目及び9行目、8枚目表左
			側下から15行目及び16行目、9枚目表左側下から5
			行目及び6行目、14枚目表2行目ないし15行目12
			文字目、16行目1文字目ないし8文字目及び17行目
			ないし最終行目、14枚目裏1行目ないし3行目、16
			枚目表12行目及び13行目、17枚目表下から3行目
			及び4行目、24枚目表下から11行目及び12行目、
			26枚目表下から18行目及び19行目並びに28枚目
			表下から9行目及び10行目
別表	3	2 0	5枚目表ないし15枚目裏
2	7	2 1	6枚目裏ないし11枚目裏
	9	2 2	3枚目表
	1 2	2 3	7枚目表及び裏
	1 7	2 4	46枚目表ないし86枚目裏

	2.2	0.5	0.45日末のミナータ人業々な棚(茶卉)の記載中央部へ
	3 3	2 5	2 枚目表のうち、各会議名称欄(英文)の記載内容部分
			を除く全て、3枚目表2行目ないし15行目12文字目
			, 1 6 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 1 7 行目ないし
			最終行目,3枚目裏1行目ないし3行目,5枚目表15
			行目及び16行目,8枚目表7行目及び8行目,13枚
			目裏17行目及び18行目、15枚目表下から9行目及
			び10行目、17枚目表下から17行目及び18行目、
			30枚目表左側2行目ないし15行目12文字目、16
			行目1文字目ないし8文字目及び17行目ないし最終行
			目、30枚目表右側1行目ないし3行目、31枚目表左
			側15行目及び16行目、32枚目裏左側7行目及び8
			行目, 35枚目表右側下から17行目及び18行目, 3
			6枚目表左側下から9行目及び10行目並びに37枚目
			表左側下から17行目及び18行目
	3 4	2 6	9枚目表、17枚目表、23枚目表及び28枚目表
	3 5	2 7	5枚目表,6枚目表及び8枚目表
	3 6	2 8	1 0 枚目表
	3 7	2 9	6枚目表ないし8枚目表
	4 4	3 0	8枚目表3行目1文字目ないし29文字目,4行目ない
			し8行目並びに8枚目裏下から6行目及び7行目
	4 7	3 1	3枚目表ないし26枚目裏
	4 9	3 2	5枚目裏ないし9枚目表
	6 8	3 3	2枚目表左側2行目ないし15行目16文字目,16行
			目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最終行目
			, 2枚目表右側1行目ないし3行目, 3枚目表右側下か
			ら7行目及び8行目、4枚目裏右側8行目及び9行目、
			6枚目裏右側下から16行目及び17行目,7枚目裏右
			側16行目及び17行目、9枚目表左側18行目及び1
			9行目、16枚目表2行目ないし15行目16文字目、
			16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ないし最
			終行目、16枚目裏1行目ないし3行目、18枚目裏下
			から7行目及び8行目、21枚目裏8行目及び9行目、
			25枚目裏下から12行目及び13行目,27枚目裏下
			から16行目及び17行目並びに30枚目表下から11
			行目及び12行目
別表	2 4	3 4	100枚目表ないし120枚目裏のうち、104枚目表
3			ないし120枚目裏の加筆修正部分を除く全て

28 3	5 4枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17行目
	ないし最終行目、4枚目裏1行目ないし3行目、6枚目
	表3行目及び4行目、15枚目表11行目及び12行目
	,20枚目裏1行目及び2行目,23枚目裏下から17
	行目及び18行目、26枚目表下から7行目及び8行目
	,38枚目表2行目ないし15行目12文字目及び17
	行目ないし最終行目、38枚目裏1行目ないし3行目、
	40枚目表10行目及び11行目,50枚目表16行目
	及び17行目、55枚目表下から6行目及び7行目、5
	8枚目裏下から13行目及び14行目並びに61枚目裏
	1 4 行目及び 1 5 行目
3 6 3	6 7枚目表2行目ないし16行目12文字目,17行目,
	18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最
	終行目、7枚目裏1行目ないし3行目、9枚目表下から
	3 行目及び 4 行目、 1 4 枚目表 1 3 行目及び 1 4 行目、
	20枚目表2行目及び3行目、21枚目裏下から6行目
	及び7行目、24枚目表下から5行目及び6行目、33
	枚目表2行目ないし16行目12文字目,17行目,1
	8行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終
	行目,33枚目裏1行目ないし3行目,35枚目表下か
	ら3行目及び4行目、40枚目表14行目及び15行目
	, 46枚目表15行目及び16行目, 48枚目表5行目
	及び6行目、50枚目裏8行目及び9行目、61枚目表
	2行目ないし16行目12文字目、17行目、18行目
	1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最終行目,
	61枚目裏1行目ないし3行目,63枚目表下から3行
	目及び4行目、68枚目表14行目及び15行目、74
	枚目表13行目及び14行目,76枚目表3行目及び4
	行目並びに78枚目裏6行目及び7行目
4 1 3	7 5枚目表,12枚目表及び16枚目表
4 7 3	8 3枚目表2行目ないし16行目12文字目,17行目,
	18行目1文字目ないし3文字目及び19行目ないし最
	終行目,3枚目裏1行目ないし3行目,5枚目表下から
	3 行目及び 4 行目、 1 0 枚目表 1 4 行目及び 1 5 行目,
	16枚目表13行目及び14行目、18枚目表3行目及
	び4行目並びに20枚目裏6行目及び7行目

	Г	1	
			文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目、1
			4枚目表1行目ないし3行目、15枚目裏4行目及び5
			行目、18枚目表9行目及び10行目、23枚目裏9行
			目及び10行目、26枚目裏下から1行目及び2行目、
			30枚目裏20行目及び21行目、42枚目表2行目な
			いし8行目、9行目1文字目ないし31文字目、10行
			目1文字目ないし30文字目、11行目1文字目ないし
			39文字目及び13行目1文字目ないし38文字目,4
			2枚目裏1行目ないし13行目10文字目,14行目1
			文字目ないし7文字目及び15行目ないし最終行目,4
			3枚目表1行目ないし3行目、44枚目裏4行目及び5
			行目、46枚目裏下から9行目及び10行目、52枚目
			表下から6行目及び7行目、55枚目裏15行目及び1
			6 行目並びに5 9 枚目表下から1 行目及び2 行目
別表	3	4 7	2枚目表及び18枚目表
4	3 2	4 8	2 枚目表, 3 枚目表及び 4 枚目表の各会議名称欄(英文
) の記載内容部分を除く全て、5枚目表左側2行目ない
			し最終行目、5枚目表右側1行目ないし16行目10文
			字目、17行目1文字目ないし3文字目及び18行目な
			いし最終行目,5枚目裏左側1行目ないし3行目,5枚
			目裏右側11行目及び12行目,6枚目表右側1行目な
			いし3行目,6枚目裏右側1行目及び2行目,8枚目表
			左側下から8行目及び9行目、8枚目裏右側10行目及
			び11行目,12枚目表左側2行目ないし最終行目,1
			2枚目表右側1行目ないし16行目10文字目,17行
			目1文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目
			,12枚目裏左側1行目ないし3行目,13枚目表左側
			下から7行目及び8行目、15枚目表右側4行目及び5
			行目、16枚目裏右側1行目及び2行目、19枚目裏右
			側1行目及び2行目、20枚目裏右側下から6行目及び
			7行目、25枚目表左側2行目ないし最終行目、25枚
			目表右側1行目ないし16行目10文字目,17行目1
			文字目ないし3文字目及び18行目ないし最終行目,2
			5枚目裏左側1行目ないし3行目、26枚目表左側下か
	i	İ	
			ら10行目及び11行目、28枚目表右側6行目及び7
			ら10行目及び11行目、28枚目表右側6行目及び7 行目、29枚目裏右側6行目及び7行目、32枚目裏右

			2 行目
	4 3	4 9	3枚目表ないし8枚目表
	4 4	5 0	3枚目裏
	5 1	5 1	2枚目表左側2行目ないし最終行目、2枚目表右側1行
			目ないし15行目12文字目、16行目1文字目ないし
			3 文字目及び17行目ないし最終行目、2 枚目裏左側1
			行目ないし3行目、30行目及び31行目、3枚目裏左
			側下から12行目及び13行目、4枚目裏右側16行目
			及び17行目、5枚目表右側下から13行目及び14行
			目、5枚目裏右側下から6行目及び7行目、8枚目表左
			側2行目ないし最終行目、8枚目表右側1行目ないし1
			5 行目12文字目,16 行目1文字目ないし3文字目及
			び17行目ないし最終行目、8枚目裏左側1行目ないし
			3 行目及び30行目及び31行目、11枚目裏右側下か
			ら7行目及び8行目、13枚目裏右側下から1行目及び
			2 行目,15枚目裏右側22行目及び23行目,17枚
			目表左側19行目及び20行目、25枚目表2行目ない
			し最終行目,25枚目裏1行目ないし15行目12文字
			目、16行目1文字目ないし3文字目及び17行目ない
			し最終行目,26枚目表1行目ないし3行目,30行目
			及び31行目、33枚目表12行目及び13行目、37
			枚目表 5 行目及び 6 行目、 4 0 枚目裏下から 9 行目及び
			10行目並びに43枚目裏1行目及び2行目
	8 6	5 2	2枚目表左側2行目ないし最終行目、2枚目表右側1行
			目ないし14行目10文字目、15行目ないし最終行目
			、2枚目裏左側1行目ないし3行目、2枚目裏右側下か
			ら4行目及び5行目、4枚目裏左側5行目及び6行目、
			5枚目表右側3行目及び4行目、5枚目裏左側4行目及
			び5行目、6枚目表左側8行目及び9行目、11枚目表
			左側2行目ないし最終行目、11枚目表右側1行目ない
			し14行目10文字目、15行目ないし最終行目、11
			枚目裏左側1行目ないし3行目、12枚目表右側13行
			目及び14行目、15枚目表左側10行目及び11行目
			、16枚目裏右側4行目及び5行目、17枚目裏右側1
			5 行目及び16 行目並びに19 枚目表右側下から13行
		F 0	目及び14行目
別表	2	5 3	2 枚目表の記載内容部分のうち,表中の下から 1 欄目及

5		び2欄目の記載内容部分を除く全て及び2枚目裏の記載
		内容部分のうち、表の下から1欄目の記載内容部分を除
		く全て